

公立大学法人山口県立大学

中期計画・⑱年度計画・㉑年度計画対照表

目 次

第1 教育研究等の質の向上		第3 財務内容の改善	
1 教育		1 自己収入の増加	P. 44
(1)教育の成果に関する具体的到達目標の設定	P. 1	2 経費の抑制	P. 44
(2)新たな教育課程の編成	P. 6	3 資産の管理及び運用	P. 45
(3)教育方法の改善	P. 13	第4 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供	P. 45
(4)教員の教育能力の向上に資する組織的な取組の推進	P. 17	第5 その他業務運営	
(5)学生の受入方法の改善	P. 19	1 施設設備の整備、活用等	P. 46
2 学生への支援	P. 21	2 安全衛生管理	P. 46
3 研究	P. 25	第6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	
4 地域貢献	P. 28	1 予算	P. 48
5 国際交流	P. 33	2 収支計画	P. 49
第2 業務運営の改善及び効率化		3 資金計画	P. 49
1 運営体制の改善	P. 35	第7 短期借入金の限度額	P. 50
2 教育研究組織の見直し	P. 38	第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	P. 50
3 人事の適正化	P. 40	第9 剰余金の使途	P. 50
4 事務等の効率化、合理化	P. 43		

平成19年3月

公立大学法人山口県立大学中期計画	⑱年度計画	⑲年度計画(案)
<p style="text-align: center;">(年度は達成目標年度)</p> <p>(基本的な考え方) (略)</p> <p>第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する具体的な到達目標の設定</p> <p>「人間性の尊重」、「生活者の視点の重視」、「地域社会との共生」、「国際化への対応」の4つの基本理念のもと、重点的に取り組むべき到達目標を、次のとおり設定する。</p> <p>ア 全学共通教育</p> <p>大学の基礎教養教育として精選した学問分野の履修を通して、すべての学生の知性と倫理性を育み、柔軟な思考力と心豊かな人間性を涵養する。</p> <p>(ア) 大学で学ぶ上で必要な基礎的能力と総合的な判断力の修得</p> <p>a すべての学生が、専門的な学習に取り組む上で必要な、自ら課題を課し学習する態度、専門分野の枠を超えて共通に求められる課題発見や問題解決の能力、高い日本語運用能力に基づく読解力、表現力、発表力等の基礎を身に付ける(平成22年度)。(No.1)</p> <p>b すべての学生が、高度情報社会に対応して情報を使いこなす能力の基礎を備え、初級システムアドミニストレーターの知識、技能の水準に相応する情報科学の理解力、情報機器の操作技術、情報機器を活用した発表技術を身に付ける。さらに、希望者を対象とした初級システムアドミニストレーター試験</p>	<p style="text-align: center;">(No. は中期計画該当番号)</p> <p>第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する具体的な到達目標の設定</p> <p>ア 全学共通教育</p> <p>(ア) 大学で学ぶ上で必要な基礎的能力と総合的な判断力の修得</p> <p>a 「自ら課題を課し学習する態度、専門分野の枠を超えて共通に求められる課題発見や問題解決の能力、高い日本語運用能力に基づく読解力、表現力、発表力等の基礎」の修得状況を評価するための具体的な到達目標(評価基準)を設定する。(No.1)</p> <p>b 「情報を使いこなす能力の基礎を備え、初級システムアドミニストレーターの知識、技能の水準に相応する情報科学の理解力、情報機器の操作技術、情報機器を活用した発表技術」の修得状況を評価するための具体的な到達目標(評価基準)を設定する。また、初級</p>	<p style="text-align: center;">(No. は中期計画該当番号)</p> <p>第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する具体的な到達目標の設定</p> <p>平成19年度の達成目標を次のとおり設定し、成績評価その他の方法によりその達成状況を把握する。</p> <p>ア 全学共通教育</p> <p>(ア) 大学で学ぶ上で必要な基礎的能力と総合的な判断力の修得</p> <p>a すべての1年次生が、専門教育に必要とされる基本的なレポート作成やプレゼンテーションに必要な技法、及びグループ学習におけるPDCAの実践力、自己管理能力を身につけることを目指す。(No.1)</p> <p>b すべての1年次生が、情報処理全般についての体系的な知識、情報機器を活用したプレゼンテーション資料の作成等に関する基礎的、応用的な技術を身につけることを目指す。また、初級システムアドミニストレーター試験の合格率40%を目指す。(No.2)</p>

<p>の合格率の向上を目指す（平成 22 年度）。(No. 2)</p> <p>c すべての学生の外国語（英語）運用能力を高め、学生の 80%以上が、卒業時まで TOEIC450 点以上を取得することを旨す（平成 22 年度）。(No. 3)</p> <p>(イ) 幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養</p> <p>a すべての学生が、人間の尊厳を尊重し、生命と生活の質の向上に寄与するとともに、自らが属する地域を愛し、自己の国際化に努める態度を身に付ける（平成 22 年度）。(No. 4)</p> <p>b すべての学生が、生涯にわたって学ぶ意味や意義を問い、特に就職後の社会活動や職業生活に適応し、自己実現を図る態度を身に付ける（平成 22 年度）。(No. 5)</p> <p>イ 学部専門教育</p> <p>幅広く深い教養や豊かな人間性を基礎に、社会福祉、看護、栄養、国際文化その他の学問領域に係る専門的な素養を備え、住民の健康の増進や個性豊かな地域文化の進展に関わる様々な分野で活躍することができる能力を培う。</p> <p>(ア) 社会福祉学領域</p> <p>共感する心と豊かな人間性をもって社会福祉に関わる様々な問題に主体的に対応できる実践的能力を</p>	<p>システムアドミニストレーター試験受験機会の提供を開始するとともに、初級システムアドミニストレーター試験受験者数の目標を設定する。(No. 2)</p> <p>c 学生の 80%以上が、卒業時まで TOEIC450 点以上を獲得するための年次別到達目標を設定する。(No. 3)</p> <p>(イ) 幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養</p> <p>a 「人間の尊厳を尊重し、生命と生活の質の向上に寄与するとともに、自らが属する地域を愛し、自己の国際化に努める態度」の修得状況を評価するための具体的な到達目標（評価基準）を設定する。(No. 4)</p> <p>b 「生涯にわたって学ぶ意味や意義を問い、特に就職後の社会活動や職業生活に適応し、自己実現を図る態度」の修得状況を評価するための具体的な到達目標（評価基準）を設定する。(No. 5)</p> <p>イ 学部専門教育</p> <p>(ア) 社会福祉学領域</p>	<p>c 1 年次生の 30%から 40%程度が TOEIC450 点以上を取得することを旨す。(No. 3)</p> <p>(イ) 幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養</p> <p>a 1 年次生の 6 割程度が、「いのち、人格の尊さ」、「自己にとってのくらしの豊かさを考えることの大切さ」、「地域社会と関わりをもつことの大切さ」、「異なる文化を理解しその存在を受け入れることの重要性」の視点に立ったものの見方、考え方を深めていく力を身に付けることを旨す。また、学生に対する教養教育の効果を在学期間を通じて把握する仕組みを整備する。(No. 4)</p> <p>b 1 年次生の 8 割程度が、卒業後の社会生活に適応していく上で必要な基礎的な知識、技能を身につけることを旨す。また、学生に対するキャリア教育の効果を在学期間を通じて把握する仕組みを整備する。(No. 5)</p> <p>イ 学部専門教育</p> <p>(ア) 社会福祉学領域</p>
---	--	---

<p>身に付けた人材を育成する。</p> <p>a 社会福祉士資格取得率(合格者数累計/卒業生数累計) 50%を目指す(平成22年度)。(No.6)</p> <p>b 精神保健福祉士資格取得率(合格者数累計/課程を修了した卒業生数累計) 60%を目指す(平成22年度)。(No.7)</p> <p>(イ) 看護学領域、栄養学領域</p> <p>看護、保健、助産あるいは栄養、食育の専門職としての知識、技術と資格を備え、地域の人々の健康の増進、疾病の予防、療養上の支援のために相互に協調して働くことができる能力を身に付けた人材を育成する。</p> <p>a 看護師、保健師、助産師の国家資格試験合格率(合格者数/受験者数) 毎年度100%を目指す。(No.8)</p> <p>b 管理栄養士資格試験合格率(合格者数/受験者数) 毎年度100%を目指す。(No.9)</p> <p>(ウ) 国際文化学領域</p> <p>国際的視点を持ち、地域の諸課題を文化という側面から比較分析できる教養と技能を備え、国内及び国外における実習や留学経験、実践的な意思疎通能力に裏打ちされた行動力を発揮し、地域の国際化、個性豊かな地域文化の発掘と創造に資する人材を育成する。</p> <p>a 異なる文化を持つ人々と理解し合い、交流を深めていく能力を身に付けた人材の育成</p> <p>(a) すべての学生が国内又は国外の実習や留学を通</p>	<p>a 平成18年度の社会福祉士資格取得率(合格者数累計/卒業生数累計) 50%を目指す。また、平成18年度の社会福祉実習機関及び施設現場の学生評価4以上(5段階評価)の継続維持を目指す。(No.6)</p> <p>(イ) 看護学領域、栄養学領域</p> <p>a 平成18年度の看護師、保健師、助産師の国家資格試験合格率(合格者数/受験者数) 100%を目指す。また、看護実践能力の卒業時到達目標を設定する。(No.8)</p> <p>b 平成18年度の管理栄養士国家資格試験合格率(合格者数/受験者数) 100%を目指す。(No.9)</p> <p>(ウ) 国際文化学領域</p> <p>a 異なる文化を持つ人々と理解し合い、交流を深めていく能力を身に付けた人材の育成</p> <p>(a) 「国内又は国外の実習や留学を通して国際的に行</p>	<p>a 平成19年度の社会福祉士資格取得率(合格者数累計/卒業生数累計) 50%を目指す。また、平成19年度の社会福祉実習機関及び施設現場の学生評価4以上(5段階評価)の継続維持を目指す。(No.6)</p> <p>b 1年次生が2年後期において精神保健福祉士資格取得希望の有無を適切に選択できるようガイダンスを行う。(No.7)</p> <p>(イ) 看護学領域、栄養学領域</p> <p>a 平成19年度の看護師、保健師、助産師の国家資格試験合格率(合格者数/受験者数) 100%を目指す。(No.8)</p> <p>b 平成19年度の管理栄養士国家資格試験合格率(合格者数/受験者数) 100%を目指す。(No.9)</p> <p>(ウ) 国際文化学領域</p> <p>a 異なる文化を持つ人々と理解し合い、交流を深めていく能力を身に付けた人材の育成</p> <p>(a) 国際文化学科のすべての1年次生が、異文化交流</p>
---	---	---

<p>して国際的に行動する能力を身に付ける（平成 22 年度）。(No. 10)</p> <p>(b) 英語を専門的に学ぶ学生にあっては TOEIC650 点以上、また、中国語、韓国語を専門的に学ぶ学生にあっては各種検定試験の中級レベル以上の能力の獲得を目指す（平成 22 年度）。(No. 11)</p> <p>(c) 各種免許資格取得率の向上を目指す（平成 23 年度）。(No. 12)</p> <p>b 多様な価値観や視点を学修した上で、人々の暮らしを豊かにする地域の文学、歴史、芸術、生活様式等の文化資源の新たな価値や可能性を、様々な媒体で企画、表現し、提案していく能力を身に付けた人材の育成</p> <p>(a) すべての学生が学内外の実習を通して、明確な問題意識を持ちながら地域の文化を調査し、課題を発見し、発信する能力を身に付ける（平成 22 年度）。(No. 13)</p> <p>(b) 地域における新しい文化の創造や生活の向上等に資する企画提案能力を身に付ける（平成 22 年度）。(No. 14)</p>	<p>動する能力」の修得状況を評価するための具体的な到達目標（評価基準）を設定する。(No. 10)</p> <p>(b) 英語を専門的に学ぶ学生が TOEIC650 点以上を獲得するための年次別到達目標、また、中国語、韓国語を専門的に学ぶ学生の到達目標とすべき中国語、韓国語検定の種類と水準を設定する。(No. 11)</p> <p>(c) 各種免許資格取得率に関する具体的な到達目標を設定する。(No. 12)</p> <p>b 多様な価値観や視点を学修した上で、人々の暮らしを豊かにする地域の文学、歴史、芸術、生活様式等の文化資源の新たな価値や可能性を、様々な媒体で企画、表現し、提案していく能力を身に付けた人材の育成</p> <p>(a) 「学内外の実習を通して、明確な問題意識を持ちながら地域の文化を調査し、課題を発見し、発信する能力」の修得状況を評価するための具体的な到達目標（評価基準）を設定する。(No. 13)</p> <p>(b) 「地域における新しい文化の創造や生活の向上等に資する企画提案能力」の修得状況を評価するための具体的な到達目標（評価基準）を設定する。(No. 14)</p>	<p>に必要な技能、国と国との関係性、(日本の文化財を題材に) 地域文化と時代相互の関係性、(日本の生活様式を題材に) 地域の文化と世界の文化の関係性について理解するとともに、在学期間を通じて専門性を深めるべき分野を見いだすことを目指す。(No. 10)</p> <p>(b) 国際文化学科の学生のうち英語を専門的に学ぶ 1 年次生にあっては TOEIC550 点以上を取得することを目指す。また、中国語・韓国語を専門的に学ぶ 1 年次生にあっては文字、基礎的な語法、語彙や会話能力を身に付けることを目指す(No. 11)</p> <p>(c) 国際文化学科の 1 年次生の半数が卒業時に高等学校教諭一種免許(英語) を取得できるようガイダンスを行う。(No. 12)</p> <p>b 多様な価値観や視点を学修した上で、人々の暮らしを豊かにする地域の文学、歴史、芸術、生活様式等の文化資源の新たな価値や可能性を、様々な媒体で企画、表現し、提案していく能力を身に付けた人材の育成</p> <p>(a) 文化創造学科のすべての 1 年次生が、異文化交流に必要な技能、国と国との関係性、(日本の文化財を題材に) 地域文化と時代相互の関係性、(日本の生活様式を題材に) 地域の文化と世界の文化の関係性について理解するとともに、在学期間を通じて専門性を深めるべき分野を見いだすことを目指す。(No. 13, No. 14)</p>
--	--	---

<p>(c) 各種免許資格取得率の向上を目指す(平成 23 年度)。(No. 15)</p> <p>(エ) 学部卒業後の進路</p> <p>a 就 職 就職決定率(就職者数/就職希望者数) 毎年度 100%を目指す。(No. 16)</p> <p>b 大学院進学 大学院進学希望者の進学率 100%を目指す(平成 23 年度)。(No. 17)</p> <p>ウ 大学院教育 健康福祉学、国際文化学に関する理論的、応用的な教育研究を通して、高度な専門的知識、能力を備えた人材を育成する。</p> <p>(ア) 修士課程及び博士前期課程</p> <p>a 健康福祉学専攻、国際文化学専攻共通 研究課題の発見、研究資料の収集、実証的な調査研究方法、研究成果の学術発表等に関わる総合的な研究能力を身に付ける。</p> <p>(a) 大学院生の国内学会等での発表件数の増加を目指す(平成 21 年度) (No. 18)</p> <p>b 健康福祉学専攻 主に社会福祉、看護、栄養に関わる領域を統合して、身体的、精神的、社会的な健康の保持増進に関し要援助者が抱える諸問題を的確に把握でき、適時適切な援助の方法や技術をもって対処できる高度専門職業人を育成する。(No. 19)</p>	<p>(c) 各種免許資格取得率に関する具体的な到達目標を設定する。(No. 15)</p> <p>(エ) 学部卒業後の進路</p> <p>a 就 職 平成 18 年度の就職決定率(就職者数/就職希望者数) 100%を目指す。(No. 16)</p> <p>b 大学院進学 平成 18 年度の大学院進学希望者の進学率 100%を目指す。(No. 17)</p> <p>ウ 大学院教育</p> <p>(ア) 修士課程及び博士前期課程</p> <p>a 健康福祉学専攻、国際文化学専攻共通</p> <p>(a) 「大学院生の国内学会等での発表件数の増加」に関する具体的な到達目標を設定する。(No. 18)</p> <p>b 健康福祉学専攻 「主に社会福祉、看護、栄養に関わる領域を統合して、身体的、精神的、社会的な健康の保持増進に関し要援助者が抱える諸問題を的確に把握でき、適時適切な援助の方法や技術をもって対処できる高度専門職業人」の育成状況を評価するための具体的な到達目標(評価基準)と達成時期を設定する。(No. 19)</p>	<p>(b) 文化創造学科の 1 年次生の半数が卒業時に高等学校教諭一種免許(国語) 取得できるようガイダンスを行う。(No. 15)</p> <p>(エ) 学部卒業後の進路</p> <p>a 就 職 平成 19 年度の就職決定率(就職者数/就職希望者数) 100%を目指す。(No. 16)</p> <p>b 大学院進学 平成 19 年度の大学院進学希望者の進学率 100%を目指す。(No. 17)</p> <p>ウ 大学院教育</p> <p>(ア) 修士課程及び博士前期課程</p> <p>a 健康福祉学専攻、国際文化学専攻共通</p> <p>大学院生の国内学会等における発表の件数が年間 5 件以上となることを目指す。(No. 18)</p> <p>b 健康福祉学専攻 健康福祉学研究科博士課程前期のすべての 1 年次生が、人々の社会的、身体的、精神的な健康の意味を理解しその水準を把握する能力を身に付けるとともに、社会福祉職、看護職、栄養職の職種間協働に関する理論と実践方法に関する知識を修得し、自らの基盤とする領域を生かしつつ健康福祉学の修士論文作成に向けた適切な研究計画の樹立、データの収集、分析</p>
--	--	---

<p>c 国際文化学専攻</p> <p>国際社会、地域社会の歴史的、文化的課題の解決に主体的、実践的に対応していくための知的素養、異文化間交流能力、地域文化の継承、創造に係る企画力等を有する高度専門職業人を育成する。(No. 20)</p> <p>(イ) 博士後期課程</p> <p>a 健康福祉学専攻</p> <p>身体的、精神的、社会的な健康の保持増進に関する援助を必要とする者に対し、その複合的で錯綜した諸問題を把握し、主に社会福祉、看護、栄養に関わる領域を統合して、必要な資源を適切な時機に適切な方法で結びつける援助の方法や技術を提案できる高度の研究能力及び教育能力を身に付けた人材を育成する。</p> <p>(a) 健康福祉学における博士号取得者を輩出する(平成 23 年度) (No. 21)</p> <p>(2) 新たな教育課程の編成</p> <p>教育目標を踏まえつつ、以下の基本方針に基づき新たな教育課程を編成する。</p> <p>ア 全学共通教育</p> <p>全学共通教育と学部専門教育の有機的連携を強め、全学生が効率的、効果的、系統的に全学共通教育を受講できるよう、「全学共通教育と学部専門教育の単位数の均</p>	<p>c 国際文化学専攻</p> <p>「国際社会、地域社会の歴史的、文化的課題の解決に主体的、実践的に対応していくための知的素養、異文化間交流能力、地域文化の継承、創造に係る企画力等を有する高度専門職業人」の育成状況を評価するための具体的な到達目標(評価基準)と達成時期を設定する。(No. 20)</p> <p>(イ) 博士後期課程</p> <p>a 健康福祉学専攻</p> <p>「身体的、精神的、社会的な健康の保持増進に関する援助を必要とする者に対し、その複合的で錯綜した諸問題を把握し、主に社会福祉、看護、栄養に関わる領域を統合して、必要な資源を適切な時機に適切な方法で結びつける援助の方法や技術を提案できる高度の研究能力及び教育能力を身に付けた人材」の育成状況を評価するための具体的な到達目標(評価基準)と達成時期を設定する。(No. 21)</p> <p>(2) 新たな教育課程の編成</p> <p>ア 全学共通教育</p> <p>中期計画に掲げる新たな教育課程の編成の基本方針に沿って現行の教育課程を見直し、次の方針のもとに、新たな全学共通教育課程を編成し、平成 19 年度から実施でき</p>	<p>が行えるようになることを目指す。(No. 19)</p> <p>c 国際文化学専攻</p> <p>国際文化学研究科の 1 年次生のすべてが、国際社会、地域社会の歴史的、文化的課題を把握し理解する能力を身に付けるとともに、国際交流や文化振興等に関する理論、文化を人や地域と結ぶ文化コーディネートの実践方法に関する知識を修得し、自らの基盤とする領域を生かしつつ国際文化学の修士論文の作成、修士制作に向けた適切な研究計画の樹立、データの収集、分析が行えるようになることを目指す。(No. 20)</p> <p>(イ) 博士後期課程</p> <p>健康福祉学研究科博士後期課程の 1 年次生にあつては、社会福祉職、看護職、栄養職の職種間協働についての理論と実践方法に関する高度な知識を身に付けるとともに、健康福祉学の博士論文作成に向けた適切な研究計画の樹立、データの収集、分析が行えるようになることを目指す。また、2 年次生にあつては、学会誌への健康福祉学に係る査読付論文が 1 編以上作成できるようになることを目指す。(No. 21)</p> <p>(2) 新たな教育課程の編成</p> <p>ア 全学共通教育</p> <p>中期計画に掲げる全学共通教育課程編成の方針に沿って編成した新たな基礎教養科目群を平成 19 年度入学生から適用するとともに、2 年次以降に配当する科目等について</p>
---	---	---

<p>衡」、「基礎的能力の涵養」、「本学の特色を生かした科目の教授」、「進路形成や人生設計に基づく学びの意義の確立」などの視点から、現行の教育課程を見直し、次の方針のもとに新たな全学共通教育課程を編成する（平成19年度）。（No. 22）</p> <p>(ア) 全学共通教育と学部専門教育の単位数の均衡 概ね1：3とする。</p> <p>(イ) 教育課程の構成</p> <p>次の「基礎科目」、「教養科目」、「ライフ・デザイン科目」を3つの柱とする。</p> <p>a 基礎科目</p> <p>大学の導入教育としての基礎セミナー、情報リテラシー、実践外国語、各学部の専門教育の前提となる基礎科学に関する科目群で構成する。</p> <p>b 教養科目</p> <p>「人間性の尊重」、「生活者の視点の重視」、「地域社会との共生」、「国際化への対応」に関する科目群で構成する。</p> <p>なお、山口県の歴史、文化、社会、経済、環境、行政課題など地域に根ざした特色ある教育プログラムは「教養科目」に位置づける。</p> <p>c ライフ・デザイン科目</p> <p>学生が主体的に社会に学び、社会に貢献できる人間として成長し、社会生活や職業社会へ適応する能力の開発に必要な科目群で構成する。</p>	<p>るようにする。</p> <p>教育目標の達成状況を評価するための評価基準等を踏まえつつ、教育の内容、方法を設定し、シラバスにまとめ、各授業科目担当者の研修等を行い、シラバスの管理運営体制を整備する。（No. 22）</p> <p>(ア) 全学共通教育と学部専門教育の単位数の均衡 概ね1：3とする。</p> <p>(イ) 教育課程の構成</p> <p>次の「基礎科目」、「教養科目」、「ライフ・デザイン科目」を3つの柱とする。</p> <p>a 基礎科目</p> <p>(a) 基礎セミナー</p> <p>導入教育4単位（必修）を履修することで、自立的学習態度と基礎的学習能力を身に付けることができるよう、「基礎セミナーⅠ」、「基礎セミナーⅡ」の2科目の新設に向けて教育内容、方法を検討する。</p> <p>(b) 情報リテラシー</p> <p>現在必修としている情報教育について内容を見直す。</p> <p>(c) 実践外国語</p> <p>英語科目8単位（必修）を履修することで目標とする水準に達するよう、現在の英語科目を見直し、CALLシステムを用いた自学自習時間も考慮し、教育内容、方法を検討する。</p> <p>(d) 基礎科学</p> <p>学部と連携し、教育内容を精選する。</p> <p>b 教養科目</p> <p>基本理念に基づく4つの科目群から、それぞれ2</p>	<p>て所要の準備を整える。（No. 22）</p>
--	---	----------------------------

<p>イ 学部専門教育</p> <p>卒業後の進路にも配慮した専門的、実践的な能力の効果的、効率的な育成を図るため、「入学者の多様化に配慮したリメディアル教育（補習教育）の実施」、「職業観教育を含む専門教育の充実」、「高い実践能力の養成に資する国内外での実習の重視」、「学部、学科を超えた連携教育の推進」、「全学共通教育と学部専門科目の均衡」、「授業科目の精選と卒業に必要な単位の見直し」、「学部から大学院教育へとつながる教育体制の推進」などの視点から、現行の教育課程を見直し、次の方針のもと、新たな学部専門教育課程を編成するとともに、既存の学部教育の内容についても充実を図る（平成19年度）。（No. 23）</p> <p>（ア）新たな学部専門教育課程の編成</p> <p>a 社会福祉学領域</p> <p>（a）社会福祉実習会議を中心に、社会福祉実習教育のさらなる充実</p> <p>（b）精神保健福祉士の受験資格を取得できる新たな教育課程の開設</p> <p>（c）教育実習等について効率的な授業展開ができるよう学部内で連絡調整を図る組織の創設</p> <p>（d）対人援助の実践的な能力の養成、地域との連携を図るため、他学部や他学科（看護、栄養）と共</p>	<p>単位以上ずつ、合計8単位以上修得することで、目標とする「教養」、「人間性」が涵養されるよう、教育内容、方法を検討する。</p> <p>c ライフ・デザイン科目</p> <p>2単位以上修得することで目標とする能力が修得されるよう、教育内容、方法を検討する。</p> <p>イ 学部専門教育</p> <p>中期計画に掲げる新たな教育課程の編成の基本方針に沿って現行の教育課程を見直し、次の方針のもとに、新たな学部専門教育課程を編成し、平成19年度から実施できるようにする。</p> <p>教育目標の達成状況を評価するための評価基準等を踏まえつつ、教育の内容、方法を設定し、シラバスにまとめ、各授業科目担当者の研修等を行い、シラバスの管理運営体制を整備する。</p> <p>また、既存の学部教育についても内容の充実に取り組む。（No. 23）</p> <p>（ア）新たな学部専門教育課程の編成</p> <p>a 社会福祉学領域</p> <p>（a）社会福祉実習教育の一層の充実と教育効果を上げるために、専門科目の学年配当を見直し、履修モデルの明確化を図る。また、社会福祉実習会議の定期的開催を継続し、学生の変化、実習受入れ先の状況に柔軟に対応した実習教育プログラムの工夫、開発を行う。</p> <p>（b）精神保健福祉士の受験資格を取得できる教育課程を開設する。社会福祉実習と精神保健実習が有機的</p>	<p>イ 学部専門教育</p> <p>中期計画に掲げる学部専門教育課程編成の方針に沿って編成した新たな専門教育科目群を平成19年度入学生から適用するとともに、2年次以降に配当する科目等について所要の準備を整える。また、既存学部教育の充実に引き続き取り組む。（No. 23）</p>
---	---	--

<p>通の授業科目の開発</p> <p>b 看護学領域、栄養学領域</p> <p>(a) 保健、医療、福祉に関する専門職種間連携教育の展開</p> <p>(b) 学科間の教育研究指導體制の連携</p> <p>(c) 地域住民の健康の保持増進と疾病の予防及び疾病者の療養を支援する実践的能力の開発を行う授業科目の展開</p> <p>(d) 基礎教養科目群と学部専門教育の有機的連携</p> <p>(e) 臨地実践研究能力の開発に向けた大学と臨地実習施設との連携の充実</p> <p>(f) 免許資格取得を支援する授業科目の充実</p> <p>c 国際文化学領域</p> <p>(a) 国内外における実習や留学を通じた行動力の養成</p> <p>(b) 英語、中国語、韓国語を重点に高い外国語運用能力の養成</p> <p>(c) 国際教養の涵養</p> <p>(d) 地域の歴史、文化に関する理解に基づく地域文化の特色の発掘と創造力の伸長</p> <p>(e) 地域の特性や国際的な感覚に基づいたライフスタイルの創出</p> <p>(f) 国内の他大学や海外の姉妹校提携大学との単位互換制度等を積極的に活用し、学生の能力を最大限に伸ばすシステムの開拓</p> <p>(g) 卒業研究や卒業制作の発表の方法について充実に図り、成果を地域社会に提供する機会の創出</p> <p>(イ) 既存の学部教育の内容の充実</p> <p>a 少人数制の専門基礎科目の充実</p>	<p>な連携をもって展開できるように教育内容を検討する。</p> <p>(c) 社会福祉士を基礎とした福祉科教員ならびに養護学校教員養成について、系統的な学習ができるような履修モデルを明確にする。また、社会福祉教育実習会議を創設し、社会福祉実習と教育実習が有機的な連携をもって展開できるように教育内容の検討を行う。</p> <p>(d) 看護、栄養、社会福祉の各学科共通の「ヒューマンケア入門」ならびに「ヒューマンケアチームアプローチ演習」の2科目を開設する。</p> <p>(e) カリキュラム外において国家試験対策講座や模擬テストを実施するなどの学習支援策を強化する。</p> <p>b 看護学領域、栄養学領域</p> <p>(a) 看護、栄養、社会福祉の各学科共通の「ヒューマンケア入門」ならびに「ヒューマンケアチームアプローチ演習」の2科目を開設する。</p> <p>(b) 卒業研究に相当する授業科目の運営に当たっては、学生の興味や関心に応じ、学科の枠を超えた両学科の教員の共同指導體制がとれるよう検討する。</p> <p>(c) 所要の臨地実習を開講する。</p> <p>(d) 基礎教養で学ぶ自己管理スキル、社会・職業体験と専門教育の連携に配慮する。</p> <p>(e) 臨地実習先の指導者と教員の連絡会議の開催、定員増に対応した実習施設の開拓等を行う。</p> <p>(f) 国家試験対策科目を開設する。</p> <p>c 国際文化学領域</p> <p>(a) 国内外での実習や海外語学研修を行う科目を開設する。</p>	
--	---	--

<p>b 地域の諸課題を発見し解決する実践能力を涵養する臨地実習科目の充実</p> <p>c 免許資格取得に向けた授業科目の充実</p>	<p>(b) 英語、中国語、韓国語のいずれかにおいて「聞く、話す、読む、書く」の4技能とも精錬されたレベル、又は、英語、中国語、韓国語のいずれかにおいて特に「聞く・話す」の2技能において実践レベルに到達させるための教育内容と方法を設定する。</p> <p>(c) 全学共通教育における教養科目(国際化への対応)を重視し、学部基幹科目を通じて国際教養を涵養する。</p> <p>(d) 地域文化の特色の発掘と文化への新しい意味付けに寄与する能力を身に付けるための科目を新設する。</p> <p>(e) 地域の特性や国際的な感覚に基づいたライフスタイルを創出する能力を身に付けるための科目を新設する。</p> <p>(f) 国内の他大学や海外の大学で取得した単位の認定方法の見直しを行う。</p> <p>(g) 卒業論文、卒業制作を地域へ発表、公開する方法を検討する。</p> <p>(イ) 既存の学部教育の内容の充実 以下の項目について評価基準を設定する。</p> <p>a 少人数制の専門基礎科目の充実</p> <p>(a) 演習の指導方法の充実</p> <p>(b) 職業意識をもたせ、勉学意欲を向上させる教育方法の工夫</p> <p>b 地域の諸課題を発見し解決する実践能力を涵養する臨地実習科目の充実</p> <p>(a) 「インターンシップ」や「ボランティア」をより多くの学生が履修するような学習指導の充実</p> <p>(b) 臨地実習科目における指導者の連携強化</p>	
--	---	--

<p>ウ 大学院教育</p> <p>高度専門職業人の養成等に関する社会的要請に対応できるよう、次の視点に立って教育課程の内容や各専攻の在り方を見直す。</p> <p>(ア) 修士課程及び博士前期課程（平成 19 年度）(No. 24)</p> <p>a 健康福祉学専攻、国際文化学専攻共通</p> <p>(a) 研究課題の発見、仮説の構築、研究資料の収集、調査分析の方法、学術論文の作成等の技法に関する科目の創設や演習指導の充実</p> <p>(b) 研究成果の地域開放</p> <p>(c) 修士論文を課さず、高度専門職業人としての資格取得等に専念できる履修方法の開発</p> <p>b 健康福祉学専攻</p> <p>社会福祉、看護、栄養に関わる複合領域における実践的課題を発見し、解決する能力の涵養、新たに取得を可能とする資格免許の検討</p> <p>c 国際文化学専攻</p> <p>地域社会や国際社会の課題解決に資する実践的コミュニケーション能力、組織力、文化の継承、創造に関する感性や技能、構想力の涵養</p>	<p>(c) 実践能力開発に繋がる卒業研究の充実</p> <p>c 免許資格取得に向けた授業科目</p> <p>自主学習グループの支援や各種資格の受験対策講座の開設など、各学部に応じた充実策の工夫</p> <p>ウ 大学院教育</p> <p>(ア) 修士課程及び博士前期課程</p> <p>中期計画に掲げる新たな教育課程の編成の基本方針に沿って、次の方針のもとに、教育課程の内容や各専攻の在り方を見直し、平成 19 年度から実施できるようにする。(No. 24)</p> <p>a 健康福祉学専攻、国際文化学専攻共通</p> <p>(a) 研究方法等に関する授業科目の創設や演習指導の充実</p> <p>① 国際文化学専攻</p> <p>研究方法等に関する新たな授業科目を開設し、特別研究（修士論文、制作の具体的指導）との連携を図る。</p> <p>② 健康福祉学専攻</p> <p>「健康福祉学特論」、「特別研究」において、引き続き、各大学院生に応じたきめ細かい研究方法を指導、文献検索、データの処理、まとめ方等を教授する。</p> <p>(b) 「生命と生活の質特論」を公開授業とするなど研究成果を地域に還元する方法を検討する。</p> <p>(c) 修士論文を課さずに学位を取得できる履修方法を検討する。</p>	<p>ウ 大学院教育</p> <p>(ア) 修士課程及び博士前期課程</p> <p>中期計画に掲げる修士課程及び博士前期課程の方針に沿って編成した新たな教育課程を平成 19 年度入学生から適用する。また、修士論文を課さずに学位を取得できる履修方法、栄養教諭専修免許を取得できる課程の創設について結論を得る。(No. 24)</p>
--	---	---

<p>(イ) 博士後期課程</p> <p>a 健康福祉学専攻</p> <p>社会福祉、看護、栄養に関わる複合領域を統合した実践的研究分野や研究課題を発見し、研究成果を社会に還元できる学問体系の確立（平成 23 年度）。(No. 25)</p> <p>(ウ) その他（国際文化学専攻関係）</p> <p>地域社会における歴史、文化の新たな発掘、創造に向け、文系博士課程の設置を視野に教育課程等を検討（平成 21 年度）。(No. 26)</p> <p>エ その他</p> <p>学生のニーズに応じ、教育職員免許、司書、学芸員、日本語教員等各種資格の取得プログラムを見直す（平成 19 年度）(No. 27)</p>	<p>b 健康福祉学専攻</p> <p>社会福祉、看護、栄養に関わる複合領域に係わる学生の能力を開発する科目を新設し、指導方法を開発する。</p> <p>なお「栄養教諭専修免許」については、平成 19 年度期末までに結論を出せるよう検討を進める。</p> <p>c 国際文化学専攻</p> <p>「文化コーディネーター論」「NPO・NGO 特論」の新設や、国内外のフィールドワークやワークショップ等への参加を検討する。</p> <p>(イ) 博士後期課程</p> <p>a 健康福祉学専攻</p> <p>社会福祉、看護、栄養が統合された科目である「健康福祉学講究」において、各領域を専門とする教授が毎回の授業に参画し、それぞれの立場から意見を述べ、それらを集約する形で、実際に調査研究し、その結果をひとつの論文としてまとめる試みを実施する。(No. 25)</p> <p>b その他（国際文化学専攻関係）</p> <p>文系博士課程について、国の大学院政策や国内の設置状況等に関する調査分析を行う。(No. 26)</p> <p>エ その他</p> <p>新たな教育課程の編成とあわせて、次の方針により、教育職員免許等の資格取得プログラムを見直しを行い、平成 19 年度から実施できるようにする。なお、総合教育機構と各学部の管理運営指導体制を明確にし、関係教職員に周知徹底する。(No. 27)</p> <p>(ア) 国際文化学部</p>	<p>(イ) 博士後期課程</p> <p>a 健康福祉学専攻</p> <p>社会福祉、看護、栄養が統合された科目である「健康福祉学講究」における平成 18 年度の調査研究成果を国内外の学会で発表し、評価を受けるとともに専門的立場から助言を得る。(No. 25)</p> <p>b その他（国際文化学専攻関係）</p> <p>本学の文系博士課程として適切な教育研究の目標、人材育成の目標等について検討を進める。(No. 26)</p> <p>エ その他</p> <p>中期計画に掲げる方針を踏まえて見直しを行った教育職員資格免許等の資格プログラムを実施する。また、栄養教諭専修免許に係る教育課程の創設について結論を得る。(No. 27)</p>
--	---	---

<p>(3) 教育方法の改善</p> <p>ア 学修効果を高める取組の推進</p> <p>(ア) 成績評価基準の一層の明確化と厳格な成績評価</p> <p>学内外の実習や演習も含めて成績評価基準を一層明確にし、成績評価を厳格に行う制度を充実させる(平成 19 年度)。 (No. 28)</p>	<p>a 高等学校教諭一種免許(英語、国語)に必要な科目について、円滑な履修に配慮した教育課程の編成を検討</p> <p>b 司書資格、司書教諭資格、学芸員資格、日本語教員資格に必要な科目について履修に関する相談窓口(教員)の設置を検討</p> <p>(イ) 社会福祉学部</p> <p>養護学校教諭について学習支援を充実</p> <p>(ウ) 生活科学部</p> <p>資格取得に関連する授業科目の内容を充実</p> <p>(エ) 看護学部</p> <p>a 看護学実習と全学共通開講の教職に関する科目との開講時期の重なりを最小限にした時間割の編成を検討</p> <p>b 編入生の教職科目の単位認定の方法を工夫し、教職免許取得の可能性を検討</p> <p>(オ) 健康福祉学研究科</p> <p>栄養教諭専修免許について検討</p> <p>(カ) 国際文化学部研究科</p> <p>英語専修免許の廃止について検討</p> <p>(3) 教育方法の改善</p> <p>ア 学修効果を高める取組の推進</p> <p>(ア) 成績評価基準の一層の明確化と厳格な成績評価</p> <p>次の方針のもとに所要の制度を整え、平成 19 年度から実施できるようにする。(No. 28)</p> <p>a 成績評価基準を全学の科目(講義、実習、演習)について明確にし、シラバスに明示する。</p> <p>b 非常勤講師を含めた教員研修の方法を工夫し、成績</p>	<p>(3) 教育方法の改善</p> <p>ア 学修効果を高める取組の推進</p> <p>(ア) 成績評価基準の一層の明確化と厳格な成績評価</p> <p>平成 19 年度からシラバス(授業計画書)に「具体的学習目標及びその配点比率」、「具体的学習目標ごとの評価項目とそのウエイト」を記載することとし、成績評価基準に関する教員研修を実施する。また、大学院にも GPA 制度を導入する。さらに、全ての授業科目の成績評</p>
---	---	---

<p>(イ) 精選された授業科目の集中的な学習</p> <p>a 一つの授業を学期ごとに完結させる制度(セメスター制)の完全採用に取り組む(平成19年度)。(No. 29)</p> <p>b 1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限の設定に取り組む(平成19年度)。(No. 30)</p> <p>(ウ) 履修指導の充実</p> <p>a 学生が在学期間を見通して履修計画を立てることができるよう、全学共通教育科目と学部専門教育科目との関係や、学科やコースにおける履修の道筋をわかりやすく示す(平成19年度)。(No. 31)</p> <p>b 学生が研究室を訪問し、気軽に教員に質問ができる時間帯(オフィスアワー)の設定を、その提示方法を含めて制度化する(平成19年度)。(No. 32)</p> <p>c GPAを活用して、進級要件や卒業要件の運用を一層厳格にするとともに、GPAが一定点数(2.00)未満の者については、その学習管理能力を向上させるため、各学部に学習指導アドバイザーを配置し、個々の学生における教育目標の達成状況を把握し、1, 2年次において必要な学習指導を行なうなど、</p>	<p>評価基準の明確化について周知徹底する。</p> <p>c 成績の不服申し立て制度についてさらに学生に周知徹底する。</p> <p>d 大学院においてもGPA制度を導入し、成績評価基準を明確にするとともに、シラバスの作成を徹底する。</p> <p>(イ) 精選された授業科目の集中的な学習</p> <p>a 新たな教育課程の編成においてセメスター制を完全採用する。(No. 29)</p> <p>b 1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限の設定を全学的制度として整備する。(No. 30)</p> <p>(ウ) 履修指導の充実</p> <p>a 新たな教育課程の編成にあわせ、履修の道筋をわかりやすく示す履修モデルを作成する。(No. 31)</p> <p>b オフィスアワーを設定し学生に提示する制度を整備し、平成19年度から実施できるようにする。整備に当たっては、各研究室に授業時間とオフィスアワー等の時間帯を示した掲示板を学内統一で設置するとともに、Web上でも提示するなど学生にわかりやすいものにする。(No. 32)</p> <p>c GPA制度について、履修の取り消しができるようにするなど改善を図るほか、GPAが一定点数未満の学生に対する学習支援体制や、GPAが一定点数未満の者に学習指導を行った場合の記録や記録文書の保管の方法等に関する学内統一の仕組みを検討し、学習指導や退学勧告に至る筋道を明確にした制度に整備</p>	<p>評価基準について、その運用状況の学内公表、各教育研究組織の長による点検を行うこと等によりその適否を検証する仕組みの構築について検討する。(No. 28)</p> <p>(イ) 精選された授業科目の集中的な学習</p> <p>a 平成19年度入学生から適用する新教育課程において、完全セメスター制を採用する。(No. 29)</p> <p>b 平成19年度入学生から適用する新教育課程において1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を設定する。(No. 30)</p> <p>(ウ) 履修指導の充実</p> <p>a 平成19年度入学生から適用する新教育課程について、履修の道筋をわかりやすく示す履修モデルを学生ハンドブックに掲載し、履修指導を行う。(No. 31)</p> <p>b 学生が研究室を訪問し、気軽に教員に質問ができる時間帯(オフィスアワー)を学内統一様式で設定し、掲示板及びホームページに掲載する。(No. 32)</p> <p>c GPAの対象科目の履修取消期間を設けるとともに、GPAが2.00未満の学生に対するきめこまかな学習支援を制度として実施する。(No. 33)</p>
---	--	--

<p>よりきめ細かな学習支援を行う仕組みを整える(平成19年度)。(No.33)</p> <p>d 推薦入試の合格者やその他の合格者を対象に、必要に応じ入学前補習を実施する(平成18年度)。(No.34)</p> <p>e 各種免許資格の受験対策講座を充実させる(平成20年度)。(No.35)</p> <p>f 教育的配慮の下に、大学院生に学部学生に対する助言等の教育補助業務を行わせるティーチングアシスタント(TA)制度を創設する(平成21年度)。(No.36)</p> <p>g 大学院生の研究遂行能力の育成、研究体制の充実に資するため、教育的配慮の下に、大学院生に大学が行う研究に研究補助者として参画させるリサーチアシスタント(RA)制度を創設する(平成21年度)。(No.37)</p> <p>h 看護、栄養、社会福祉に関わる臨地実習事業をより実効あるものとするため、関係施設の職員と緊密な連携を図るための新たな方策を検討する(平成19年度)。(No.38)</p> <p>i 海外大学からの研究者の任期付き採用に取り組む(平成20年度)。(No.39)</p> <p>j 外国人留学生が安心して入学できるよう、「外国人のための日本語学習プログラム」等の学習支援を全学的に充実させるとともに、外国人留学生にアドバイザー学生をつける制度を整える(平成21年度)。(No.40)</p> <p>(エ) 自学自習環境の充実</p> <p>a 学生が自学自習できる空間の確保に資するよう、</p>	<p>し、平成19年度から実施できるようにする。(No.33)</p> <p>d 必要な学部において入学前補習を実施する。(No.34)</p> <p>e 各学部において各種免許資格取得支援策の充実に向けた検討を進める。(No.35)</p> <p>f ティーチングアシスタント(TA)制度の創設に向けて、先行大学の現状を調査し、必要な授業科目の選定、財源手当に関する検討を開始する。(No.36)</p> <p>g リサーチアシスタント(RA)制度の創設に向けて、先行大学の現状を調査し、必要な授業科目の選定、財源手当に関する検討を開始する。(No.37)</p> <p>h 看護、栄養、社会福祉の3学科間で設置する連絡会議、各実習施設との連絡協議会等を活用し、関係機関との連携強化のための方策を検討する。(No.38)</p> <p>i 「外国人のための日本語」における受講生の到達度の判断基準を明確にし、全学共通教育の再編にあわせ、開講科目の充実を図る。(No.40)</p> <p>(エ) 自学自習環境の充実</p> <p>a LL教室、情報処理室等について、時間割の効率化、</p>	<p>d 各学部において各種免許資格取得支援策の充実に向けた取組を進める。(No.35)</p> <p>e ティーチングアシスタント(TA)制度の創設に向け財源手当、採用方法等について検討を進める。(No.36)</p> <p>f リサーチアシスタント(RA)制度の創設に向け財源手当、採用方法等について検討を進める。(No.37)</p> <p>g 平成18年度に看護、栄養、社会福祉の3学科間で設置した実習連絡会議、各実習施設との連絡協議会等を活用し、引き続き関係機関との連携強化のための方策を検討する。(No.38)</p> <p>h 海外大学からの研究者の任期付き採用について検討を開始する。(No.39)</p> <p>j 外国人留学生にアドバイザー学生をつける制度について検討を開始する。(No.40)</p> <p>(エ) 自学自習環境の充実</p> <p>a LL教室について、一層の有効活用が可能となるよ</p>
---	--	---

<p>LL 教室、情報処理室、学習室等既存施設の有効活用に取り組む（平成 18 年度）。（No. 41）</p> <p>b CALL システム等の自学自習支援システムの運用方法の改善に取り組むとともに、全学共通教育、学部専門教育に活用できる新たな自学自習支援システムや e-learning を活用した学習プログラムの導入に取り組む（平成 23 年度）。（No. 42）</p> <p>(オ) 附属図書館の機能の発揮</p> <p>a 附属図書館職員による文献検索、図書館情報検索の実技指導を定期的実施する（平成 19 年度）。（No. 43）</p> <p>b 学生、教職員、一般市民の大学図書館に対するニーズを調査して要望を把握し、サービスの向上を図る（平成 20 年度）。（No. 44）</p> <p>c 夜間や休日の図書館利用の利便性を向上させる方策を検討する（平成 20 年度）。（No. 45）</p> <p>d 学生と教職員のニーズに応える蔵書購入の見直しや電子ジャーナルの導入について検討する（平成 23 年度）。（No. 46）</p> <p>e 日本文化資料室、多文化資料室、社会福祉実習準備室、社会福祉資料室等の有効活用に取り組む（平成 20 年度）。（No. 47）</p> <p>(カ) 褒賞制度の創設</p> <p>特に成績が優れた学生を対象に授業料の減免や大学院進学の入学金免除を行うなど学生の学習意欲を高める特待制度の創設に取り組む（平成 21 年度）。（No. 48）</p> <p>イ 学生の多様な学習需要に対応した新たな教育方法の導入</p>	<p>空き時間の利用等について検討し、その有効活用に向けた管理運営体制の整備等に取り組む。（No. 41）</p> <p>b CALL システムを取り入れたシラバス作成について検討する。また、専門教育課程における自学自習システムの充実についても検討を進める。（No. 42）</p> <p>(オ) 附属図書館の機能の発揮</p> <p>a 学生指導用の教材（文献検索マニュアル）を作成する。（No. 43）</p> <p>b 図書館情報誌を定期発行して広報を行うとともに、図書館に対する学生、教職員のニーズ調査を実施する。（No. 44）</p> <p>c 学生、教職員のニーズ調査も踏まえつつ、夜間や休日の図書館利用の利便性向上策を検討する。（No. 45）</p> <p>d 蔵書購入の見直しについて検討を行うとともに、導入可能な電子ジャーナルについて調査する。（No. 46）</p> <p>e 教育研究組織の見直しにあわせ、各資料室、実験実習室の在り方、資料内容、管理体制について見直し、改善の方向性をまとめる。（No. 47）</p> <p>イ 学生の多様な学習需要に対応した新たな教育方法の導入</p>	<p>う、セキュリティ問題の解決に取り組む。（No. 41）</p> <p>b ホームページに掲載しているシラバスから、自主学習の参考となる教材にアクセスする方法について検討する。（No. 42）</p> <p>(オ) 附属図書館の機能の発揮</p> <p>a 平成 18 年度作成した指導教材を用いて、文献検索、図書館情報検索の実技指導を定期的実施する。（No. 43）</p> <p>b 図書館情報の広報の在り方について必要に応じ見直しを行う。また、図書館の学外利用者のニーズを調査し、要望を把握する。（No. 44）</p> <p>c 土曜日と日曜日における図書館の特別利用を実施する。（No. 45）</p> <p>d 蔵書購入の見直しを継続して行うとともに、適切な電子ジャーナルの導入に向けた取組を進める。（No. 46）</p> <p>e 資料室、実験実習室の利用状況、資料内容、管理体制に関する調査結果を踏まえ、その有効活用の具体的な方策をまとめる。（No. 47）</p> <p>(カ) 報奨制度の導入</p> <p>他大学の褒賞制度について調査を開始する。（No. 48）</p> <p>イ 学生の多様な学習需要に対応した新たな教育方法の導入</p>
---	---	--

<p>(ア) 主専攻、副専攻制の導入 可能な学部、学科においては、専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修することができる主専攻、副専攻制の導入を検討する（平成 19 年度）。(No. 49)</p> <p>(イ) 単位互換制度の見直し 他大学との単位互換科目について、教育課程の再編成に合わせて見直しを行う（平成 19 年度）。(No. 50)</p> <p>(ウ) 単位認定制度の見直し 特定の学術セミナーや一定の要件を満たす公開講座への参加、海外も含めた他大学での単位取得、職業経験や大学以外の機関における実習等を単位として認定する制度を創設する（平成 19 年度）。(No. 51)</p> <p>(エ) 遠隔講義等の充実 「やまぐち情報スーパーネットワーク」を活用した遠隔講義数の増、e-learning による教育教材等の導入を検討する（平成 23 年度）。(No. 52)</p> <p>(オ) 寄附講座の創設 専門教育に関連する分野の企業、事業所、施設や団体等による寄附講座制度を設ける（平成 21 年度）。(No. 53)</p>	<p>(ア) 主専攻、副専攻制の導入 学問分野の一部（10 から 12 単位程度）を、他学部や他学科、他系やコースの学生が履修できる制度の導入を検討する。(No. 49)</p> <p>(イ) 単位互換制度の見直し 山口大学、宇部フロンティア大学との単位互換科目や遠隔講義科目などについて、教育課程の再編成に合わせて見直しを行う。(No. 50)</p> <p>(ウ) 単位認定制度の見直し 国連大学グローバルセミナーをはじめとするセミナーや地域共生センター等が開講する講座の単位認定に関する仕組みを整備する。(No. 51)</p> <p>(エ) 遠隔講義等の充実 遠隔講義数の増加（特に受信）を図るため、新たに放送大学等を対象に加えることについて検討する。(No. 52)</p> <p>(オ) 寄附講座の創設 他大学の状況を調査し、必要な規程を整備する。(No. 53)</p>	<p>(ア) 主専攻、副専攻制の導入 主専攻、副専攻制度の導入について結論を得る。(No. 49)</p> <p>(イ) 単位互換制度の見直し 宇部フロンティア大学との単位互換科目、遠隔講義科目の見直しを行う。(No. 50)</p> <p>(ウ) 単位認定制度の見直し 国連グローバルセミナーや一定の要件を満たした公開講座等への参加、海外も含めた他大学での単位取得、職業体験や大学以外の機関における実習等を単位として認定する制度を創設する。(No. 51)</p> <p>(オ) 寄附講座の創設 寄附講座に参画する企業について検討を行う。(No. 53)</p>
<p>(4) 教員の教育能力の向上に資する組織的な取組の推進 ア 教育活動に関する研修の充実 (ア) 教育活動の充実に必要な教員間の連携を強化するため、各種教育活動に関わる担当者会議の設置、運営について見直しを行う（平成 18 年度）。(No. 54) (イ) 教職員に対し、成績評価基準の厳格化に関する研修、教育方法の改善、学生指導の向上、留学生や障害を持</p>	<p>(4) 教員の教育能力の向上に資する組織的な取組の推進 ア 教育活動に関する研修の充実 (ア) 各授業科目の担当者間で効率よい連携、協力が図られるよう情報共有等を行う会議を組織する。(No. 54) (イ) 教育活動に関する研修の内容等について見直しを行うとともに、教員には教授会等を通じて研修への出席を促</p>	<p>(4) 教員の教育能力の向上に資する組織的な取組の推進 ア 教育活動に関する研修の充実</p>

<p>つ学生、社会人などの多様な学習需要に対する理解に関する研修を年2回行い、その参加を義務づける（平成18年度）。（No. 55）</p> <p>(ウ) 教員に対し、学生の授業評価や教員の自己評価に基づきシラバスの点検、改善を行うことを義務づけるとともに、各教育組織の長等においても教員に対し、シラバス改善に必要な助言やシラバス改善結果の確認を行う仕組みを確立し、各教育組織全体で教育を行う体制を整える（平成20年度）。（No. 56）</p> <p>(エ) 英語圏からの留学生に対する英語による講義、英語によるシラバスの作成や授業の方法、成績評価などに関する研修を制度化する（平成19年度）。（No. 57）</p> <p>(オ) 附属図書館職員については、図書館情報サービス機能の向上、学生、教職員に対する指導能力の向上に資する研修に参加させる（平成20年度）。（No. 58）</p> <p>(カ) 博士後期課程に「博士課程委員会」を設置して授業や研究指導の教授方法等に関する研修を実施するとともに、修士課程や博士前期課程においても教員の資質向上のための方策を講ずる（平成19年度）。（No. 59）</p> <p>イ 教育活動に関する研究の推進</p> <p>(ア) 近接領域の科目において、教員がチームとなって教材や学習方法を開発することを奨励し、優れた提案に対して助成金を支給する制度を設ける（平成19年度）。（No. 60）</p> <p>(イ) 文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」や「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」の応募を前提に研究、教育の実績を深め、その採択を目指す（平成23年度）。（No. 61）</p>	<p>し、やむを得ない欠席者については別途研修を行う。（No. 55）</p> <p>(ウ) 学生の学期末授業評価に対し、教員が自己評価を行い、その結果をWeb上で公表するとともに、評価結果に基づくシラバスの改善を行い、各組織の長がその責任を持つ仕組みを整える。（No. 56）</p> <p>(エ) 英語で開講される科目について、シラバスや、授業の改善、成績評価基準等に関する研修制度を検討する。（No. 57）</p> <p>(オ) 図書館職員に参加させる研修の計画を作成する。（No. 58）</p> <p>(カ) 博士後期課程において「博士課程委員会」の設置に向けた検討を進めるとともに、修士課程、博士前期課程においても教員の資質向上策をまとめる。（No. 59）</p> <p>イ 教育活動に関する研究の推進</p> <p>(ア) 学内の競争的研究資金において、教育活動に関する研究を助成する制度を設ける。（No. 60）</p> <p>(イ) 「特色ある大学教育支援プログラム（教育GP）」に応募し、その結果を踏まえ、今後の教育プログラムの研究戦略を検討する。（No. 61）</p>	<p>(ア) 教員に対し、学生の授業評価や教員の自己評価に基づき、シラバスの点検、改善を行うことを義務づけ、各教育組織の長が教員に対し必要な助言等を行う仕組みを実施する。（No. 56）</p> <p>(イ) 英語圏の留学生に対する英語による講義、英語によるシラバスの作成や授業の方法、成績評価などに関する研修を年2回実施する。（No. 57）</p> <p>(ウ) 情報サービスの向上、学生・教職員の情報リテラシー向上に資する研修に図書館職員を参加させる（No. 58）</p> <p>(エ) 博士課程に「博士課程委員会」を設置するとともに、修士課程、博士前期・後期課程における教員の資質向上策を整備する。（No. 59）</p> <p>イ 教育活動に関する研究の推進</p> <p>(ア) 平成18年度に創設した教育活動に関する研究を助成する制度について、審査精度の向上を図るとともに、研究成果を評価する方法の整備に取り組む。（No. 60）</p> <p>(イ) 文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に応募するとともに、新たに応募対象となり得る教育プロジェクトの申請計画を作成する。（No. 61）</p>
---	--	---

<p>(5) 学生の受入方法の改善</p> <p>ア 入学者受入方針の策定と積極的な情報提供</p> <p>(ア) 入学者受入方針の策定 大学が求める学生像や求める能力、適性等を明確にしたアドミッション・ポリシーを新たに策定する(平成18年度)。(No. 62)</p> <p>(イ) 積極的な情報提供</p> <p>a アドミッション・ポリシーの周知に当たっては、特に県内高校と本学への入学者が多い都道府県での広報活動を強化するとともに、全国的にも入学情報が発信され、入学者を募集できるようにする観点から、入試広報や学生募集のアウトソーシングも含め、より効果的な方法を導入する(平成20年度)。(No. 63)</p> <p>b 社会人、外国人、帰国生、編入学希望者、障害者等幅広い人々のニーズを考慮した多角的、多言語的な入試広報活動を行う(平成20年度)。(No. 64)</p> <p>イ 受験生の多様な個性や能力を適切に評価することができる選抜方法の開発</p> <p>(ア) 各種選抜方法の見直し、改善 教育課程の見直しに合わせ、各種選抜方法の見直し、改善を行う(平成18年度)。(No. 65)</p> <p>(イ) アドミッション・オフィス選抜の導入 学力検査に偏ることなく、詳細な書類審査と丁寧な面接等を通じて、受験生の能力、適性や目的意識等を総合的に判断するアドミッション・オフィス(AO)選抜を導入する(平成19年度)。(No. 66)。</p> <p>(ウ) その他多様な能力や経歴を有する入学者の拡大に資する選抜方法の開発</p>	<p>(5) 学生の受入方法の改善</p> <p>ア 入学者受入方針の策定と積極的な情報提供</p> <p>(ア) 入学者受入方針の策定 新たなアドミッション・ポリシーを策定し、公表する。(No. 62)</p> <p>(イ) 積極的な情報提供</p> <p>a 県内高校及び従来入学者が多い近隣の高校を対象に、入試広報を強化する。また、全国に向けた入試情報の発信について効果的な方法を検討する。(No. 63)</p> <p>b 平成21年度入試から、多角的、多言語的な入試広報が実施できるよう検討を進める。(No. 64)</p> <p>イ 受験生の多様な個性や能力を適切に評価することができる選抜方法の開発</p> <p>(ア) 各種選抜方法の見直し、改善 教育課程の見直しに合わせ、各種選抜方法の見直し、改善を行う。(No. 65)</p> <p>(イ) アドミッション・オフィス選抜の導入 平成20年度入試からアドミッション・オフィス選抜を行なえるよう制度を整え、広報を行なう。(No. 66)</p> <p>(ウ) その他多様な能力や経歴を有する入学者の拡大に資する選抜方法の開発</p>	<p>(5) 学生の受入方法の改善</p> <p>ア 積極的な情報提供</p> <p>(ア) 県内高校及び従来入学者が多い近隣の高校を重点とした入試広報活動を行うとともに、入試情報誌等を活用し、入試情報及び大学情報を全国に発信する。また、より効果的な入試情報の発信方法について引き続き検討する。(No. 63)</p> <p>(イ) 英語、ハングル、中国語による学生募集案内等を作成するとともに、入試広報の多元化について引き続き検討する。(No. 64)</p> <p>イ 受験生の多様な個性や能力を適切に評価することができる選抜方法の開発</p> <p>(ア) アドミッション・オフィス選抜の導入 アドミッション・オフィス選抜を実施する。(No. 66)</p> <p>(イ) その他多様な能力や経歴を有する入学者の拡大に資する選抜方法の開発</p>
---	--	--

<p>a 編入生の受入れ 編入生の受入れの際の既修得単位の認定方針を見直し、全学共通教育については30単位程度の一括認定を、また、学部専門教育についても編入生のニーズに応えながら単位認定をすることができるよう制度を整備する（平成19年度）。（No. 67）</p> <p>b 科目等履修生等の受入れ 社会人の受入れを推進する観点から、科目等履修生、長期履修生（パートタイム生）や聴講生などの受入方針や受入体制を見直す（平成19年度）。（No. 68）</p> <p>c 秋季入学生の受入れ 秋季入学生の受入れを検討する（平成19年度）。（No. 69）</p> <p>d 優秀な学部学生の大学院への受入れ (a) 学部専門教育において優秀な学修成績を修め、大学院進学に強い意志を持つ学生を対象とする学内推薦制度を導入する（平成20年度）。（No. 70） (b) 成績優秀な学部生については、学部在学中に大学院の希望科目の履修や単位の認定などを一部認める方法を検討する（平成20年度）。（No. 71）</p> <p>e 外国人入学生の受入れ (a) 学部への留学希望者に対し、国外からの応募に対応する体制について検討する（平成19年度）。（No. 72） (b) 大学院への英語圏からの外国人留学生及び外国籍の志願者については、筆記試験科目の見直しを行い、日本語あるいは英語の面接試験を課す方法や、英語による試験の実施を検討する（平成18</p>	<p>a 編入生の受入れ 平成20年度編入生から適用できるよう、編入生受入れの際の既修得単位の認定制度を整備する（No. 67）。</p> <p>b 科目等履修生等の受入れ 科目等履修生や聴講生の制度の簡易化、長期履修生の受入に関する方針をまとめるとともに、公開講座や公開授業、キャリアアップ研修等の単位化の在り方について検討する。（No. 68）</p> <p>c 秋季入学生の受入れ 秋季入学生の受入れを検討する。（No. 69）</p> <p>d 優秀な学部学生の大学院への受入れ (a) 学内推薦制度について、平成20年度入学生からの導入を目指して検討を進める。（No. 70） (b) 学部生の大学院の科目履修、単位認定制度について検討を進める。（No. 71）</p> <p>e 外国人入学生の受入れ (a) 大学のホームページの多言語化、入試情報を迅速に掲載する仕組みその他の方策について検討する。（No. 72） (b) 大学院への英語圏からの入学志望者に対する入学選抜方法の見直しを行い、新たな制度の広報を行なう。（No. 73）</p>	<p>a 編入生の受入れ 学部専門教育における編入生の単位認定方針等について、学生のニーズを踏まえつつ、必要に応じ見直しを行う。（No. 67）</p> <p>b 科目等履修生等の受入れ 社会人の受入れがより容易となるよう科目等履修生規程及び長期履修生規程を整備する。また、やまぐち桜の森カレッジ、キャリアアップ研修等の単位化について引き続き検討する。（No. 68）</p> <p>c 優秀な学部学生の大学院への受入れ (a) 学内推薦制度の実施に必要な規程を整備する。（No. 70） (b) 学部学生について大学院の授業科目の履修や単位取得等を認める制度の導入について引き続き検討を進める。（No. 71）</p> <p>d 外国人入学生の受入れ 英語、ハンダ、中国語による学生募集案内等を作成、配付する。（No. 72）</p>
--	--	--

<p>年度)。 (No. 73)</p> <p>f 選考委員の能力向上のための仕組みづくり 受験生の多様な個性や能力を適切に判断することができるよう、マニュアルの整備や研修の実施など選考委員の能力向上に資する取組を進める (平成 22 年度)。 (No. 74)</p> <p>2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 総合的な情報提供、情報収集の仕組みづくり</p> <p>ア 学生支援の仕組みや内容について、大学説明会やオープンキャンパス、ホームページ等で積極的に発信するとともに、ボランティア活動やサークル、同好会等の学生の自主的な活動に関する情報や、相談支援、就職支援等に関する情報の提供、連絡調整を、一元的な体制のもとで積極的に行う (平成 20 年度)。 (No. 75)</p> <p>イ 従来の学生生活実態調査について、さらにその方法や内容を整備し、アンケート結果を大学の改善に生かすとともに、学生に対しても大学側の対応状況を公表していく仕組みを整える (平成 19 年度)。 (No. 76)</p> <p>ウ 学生が生活や学内環境の問題点を気軽に提起することができ、提起された問題についてはその解決の経緯や結果を公表する仕組みをつくる (平成 20 年度)。 (No. 77)</p> <p>(2) 健康の保持増進支援</p> <p>ア 学内における学生の疾病や障害等への対処や、学生か</p>	<p>f 選考委員の能力向上のための仕組みづくり 選抜委員の能力向上のための方策について検討を行う。 (No. 74)</p> <p>2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 総合的な情報提供、情報収集の仕組みづくり</p> <p>ア 学生支援に係わる個々の教職員、チューター間の連絡調整を密にする仕組みをつくとともに、学内外を問わず容易に学生支援に関する情報にアクセスできるよう大学ホームページや大学案内等の活用方策について検討する。 (No. 75)</p> <p>イ 学生生活実態調査の実施期間、内容、回収率のアップ、学生のプライバシーに配慮した配付、回収等の仕組み、回収後の解析方法を検討するとともに、アンケート結果を大学の改善に生かす仕組みを整える。 (No. 76)</p> <p>ウ 「ちょっと聞いてよ BOX」の利用のしやすさについて、学生から情報を収集し、運用改善を検討する。また、この BOX が効果的に活用されるよう、活用の際の趣旨、利用方法、結果の公表システムについて、学生の理解を得るための手引きを作成し、19 年度当初の学部学科別ガイダンス等において学生に配布し周知できるようにする。 (No. 77)</p> <p>(2) 健康の保持増進支援</p> <p>ア 日常支援体制の強化を図るため、次の取組を行う。</p>	<p>e 選考委員の能力向上のための仕組みづくり 選考委員の能力向上に資する方策について引き続き検討する。 (No. 74)</p> <p>2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 総合的な情報提供、情報収集の仕組みづくり</p> <p>ア 平成 18 年度に構築した大学ホームページについて、学生、教職員の活用状況を調査し、その結果を踏まえ運用の改善を図る (No. 75)。</p> <p>イ 学生実態調査をインターネットを活用して行うとともに、回収率のさらなる向上に向けた措置を講ずる。また、学生実態調査の結果をホームページにより公表するとともに、学生への周知度合いが低い場合は、対策を検討する (No. 76)。</p> <p>ウ 「ちょっと聞いてよ BOX」に係る提案用紙の様式及び BOX 設置場所を変更し、その運用状況を評価するとともに、「ちょっと聞いてよ BOX」により提起された問題の公表を試行する。また、「ちょっと聞いてよ BOX」の意義と利用方法について、学部学科別ガイダンス等の機会を活用し学生に説明し、周知する (No. 77)。</p> <p>(2) 健康の保持増進支援</p>
---	---	---

<p>らの健康相談や病気予防に関わる相談等に対し、専門職員（保健師、臨床心理士等）を常駐させるなど、日常的に支援を行えるよう体制を強化する（平成 18 年度）。（No. 78）</p> <p>イ 学生を対象に、疾病等の予防、健康管理、食育や栄養についての啓発、命の教育などに関する各種セミナーを定期的に開催する（平成 19 年度）。（No. 79）</p> <p>(3) 経済的支援</p> <p>ア 奨学金制度</p> <p>(ア) 学生に対し、日本学生支援機構、公共団体、民間団体等の奨学金制度に関する情報を適切な時機に提供できる仕組みを整備する（平成 19 年度）。（No. 80）</p> <p>(イ) 学部学生が大学の一員として大学の公的活動に参画することに対する奨励金制度として、ジュニア T A 制度を創設する（平成 21 年度）。（No. 81）</p> <p>(ウ) 経済的理由などにより修学が困難でかつ学業優秀と認められる学生を対象とした大学独自の育英奨学金制度の創設を目指す（平成 23 年度）。（No. 82）。</p> <p>イ 授業料減免制度</p> <p>経済的理由などにより授業料の納付が困難な学生は、選考の上、授業料を免除、減額、延納又は分納できる制度を整備する（平成 18 年度）。（No. 83）</p> <p>ウ その他の経済的支援</p> <p>新入生だけに限らず、経済的事情に応じて学生や留学生が優先的に学生寮に入居できる仕組みをつくる（平成</p>	<p>(No. 78)</p> <p>(ア) 保健室及び学生相談室の週 5 日開設</p> <p>(イ) 個々の学生の状況を経時的に追跡できるカルテ方式の健康管理カードの整備</p> <p>(ウ) 相談者間及び関係者との連絡調整体制の構築</p> <p>(エ) 学生の健康づくりのため、学生が空いた時間に気軽にスポーツや体力向上ができるような支援策の検討</p> <p>イ 平成 19 年度から学生の疾病予防、健康管理等の改善を目指すセミナーを定期的に開催するための実施計画等について検討する。（No. 79）</p> <p>(3) 経済的支援</p> <p>ア 奨学金制度</p> <p>(ア) 奨学金制度に関する情報について、従来の掲示板への掲示、説明会の開催に加え、大学ホームページの活用その他の情報提供の方法を検討する。（No. 80）</p> <p>(イ) 他大学におけるジュニア T A 制度の実施状況等を調査する。（No. 81）</p> <p>(ウ) 他大学における育英奨学金制度の実施状況等を調査する。（No. 82）</p> <p>イ 授業料減免制度</p> <p>授業料減免制度を整備し、オリエンテーション等の機会を活用し、学生への周知に努める。（No. 83）</p> <p>ウ その他の経済的支援</p> <p>学生寮の入居要件等について改善を検討する。（No. 84）</p>	<p>学生を対象に疾病予防、健康管理、食生活改善等に関する啓発を行う健康セミナーを計画的に開催する。（No. 79）。</p> <p>(3) 経済的支援</p> <p>ア 奨学金制度</p> <p>(ア) 平成 18 年度に構築した情報提供の仕組みについて運用を開始し、必要に応じ改善を行う（No. 80）。</p> <p>(イ) 関係部局と連携し、本学におけるジュニア T A 制度のあり方等について検討する（No. 81）。</p> <p>(ウ) 本学における育英奨学金制度のあり方について論点整理等を行う（No. 82）。</p> <p>イ その他の経済的支援</p> <p>学生寮への入居要件に関し平成 18 年度に整備した基準に基づき、次年度の入寮生の決定等を行う（No. 84）</p>
---	--	---

<p>19年度)。 (No. 84)</p> <p>(4) 日常生活支援</p> <p>ア 学生生活の支援を行う指導教員（チューター）の機能や役割を見直し、全学統一のチューター制を確立する（平成19年度）。 (No. 85)</p> <p>イ 指導教員（チューター）など学生支援に関わる教職員に対し、学生指導や学生相談に関する研修を年2回行い、参加を義務づける（平成18年度）。 (No. 86)</p> <p>ウ 障害を持つ学生や留学生を含め、個々の学生の生活全般の相談や支援について、学部と連携しつつ教育支援を含めた総合的な支援を行う（平成19年度）。 (No. 87)</p> <p>エ 学生食堂の充実など、学生の食生活を支えるサービスの向上について検討する（平成20年度）。 (No. 88)</p> <p>オ 外国人留学生に対し、宿舎の斡旋などの生活支援や奨学金の紹介を多言語で行う生活ガイドブックを作成、提供するとともに、留学生のチューターに対するガイダンスを全学的に用意する（平成19年度）。 (No. 89)</p> <p>カ 学生が憩うことのできる空間の確保に努める（平成20年度）。 (No. 90)</p>	<p>(4) 日常生活支援</p> <p>ア 全学統一のチューター制度の在り方について検討し、チューターマニュアル改定版としてまとめる。見直し後のチューター制度について、教員研修を行うとともに、チューターの利用について学生に周知する。 (No. 85)</p> <p>イ 学生支援に関する教職員の研修を年2回開催する。関係部局が連携し教育支援と学生支援に関する研修を同日に実施するなど効率的な実施体制を整えるとともに、学年歴に記載し、関係教職員の参加を促す。 (No. 86)</p> <p>ウ 学部と連携しつつ次の取組を行う。 (No. 87)</p> <p>(ア) 障害学生対策に関する全学組織を設ける。</p> <p>(イ) 各学部においてアンチハラスメント相談員に準じた相談の仕組みを整える。</p> <p>(ウ) 19年度から留学生と留学生支援日本人学生ボランティアのマッチングによる交流会の開催などができるよう検討を進める。</p> <p>エ 本学と同規模の他大学の食生活改善の仕組みについて調査し、食生活に関する改善計画を作成する。また、食堂の改善のために、食堂を運営する業者と大学側との話し合いを定期的に行う。 (No. 88)</p> <p>オ 多言語による大学生活ガイドブックの形式や内容について検討する。 (No. 89)</p> <p>カ 学生、教職員の駐車場、駐輪場のルールの見直しを行うほか、研究室、食堂等を含めキャンパスのあらゆる空間において学生がより快適に過ごせるよう環境改善計画を作成</p>	<p>(4) 日常生活支援</p> <p>ア 平成18年度に構築した全学統一のチューター制度の運用を開始し、必要に応じ改善を行う (No. 85)</p> <p>イ 学部と連携しつつ次の取組を行う。 (No. 87)</p> <p>(ア) 障害学生対策に関する全学組織の運営を開始し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>(イ) 留学生と留学生を支援する日本人学生ボランティアとの交流の場を設けるとともに、両者のマッチングに取り組む。</p> <p>ウ 食堂環境の改善に取り組むとともに、魅力あるメニューづくりや学生の栄養バランスの改善に資するメニューづくりを進める。 (No. 88)。</p> <p>エ 留学生に対し、平成18年度の検討結果を踏まえて作成した生活ガイドブックを提供するとともに、留学生のチューターに対する全学ガイダンスを行う (No. 89)。</p> <p>オ 駐輪場、駐車場に関するマナー教育や環境の整備に取り組むとともに、学生が憩うことのできる空間の利用について検討を進める (No. 90)。</p>
--	---	--

<p>(5) 就職支援</p> <p>ア 就職決定率 100%を達成するため、就職支援活動を行う専門相談員を常駐させ、就職支援体制を強化する（平成 18 年度）。(No. 91)</p> <p>イ 2 年次後期からの就職ガイダンスや、就職勉強会なども含め、自己分析、業界情報提供、試験や面接対策などの就職支援活動を一層充実させる（平成 19 年度）。(No. 92)</p> <p>ウ 社会人学生の体験を、一般学生の就職意識の高揚や職業観、生涯学習観等の確立に活用する仕組みをつくる（平成 20 年度）。(No. 93)</p> <p>エ インターンシップをより積極的に推進し、全学部からの参加者数を伸ばす（平成 21 年度）。(No. 94)</p> <p>(6) 課外活動支援</p> <p>ア 学生が安全で安心な課外活動を行うことができるよう、クラブやサークル、同好会、ボランティア活動をはじめとする学生活動に対する具体的な支援を行う（平成 21 年度）。(No. 95)</p> <p>イ 学生の自主的、主体的、創造的な課外活動を積極的に支援するとともに、学生の課外活動の活性化に特に寄与した個人、団体等については活動賞等を授与する制度を</p>	<p>する。(No. 90)</p> <p>(5) 就職支援</p> <p>ア 相談員を 2 名体制とし、リクルートに長けた人材を配置する。(No. 91)</p> <p>イ 学生のニーズも踏まえ、全学的な視点から、就職支援活動の内容と方法を見直し、就職支援活動充実のための方策をまとめる。(No. 92)</p> <p>ウ 全学的にインターンシップ活動が活性化するよう、関係部局が連携し情報の収集、提供を行う。(No. 94)</p> <p>(6) 課外活動支援</p> <p>ア クラブやサークル、学園祭等について、自治会や学生代表とともに活性化策を検討するとともに、体育館や更衣室、シャワー、運動場やジム、テニスコートなどの活動環境整備、有隣館や部室の運営管理ルールや清掃等について見直しを行い、運用上の利便性について検討する。また、学生ボランティアに関する情報提供の仕組みについて検討する。(No. 95)</p> <p>イ 学生の自主的、主体的、創造的な課外活動を支援する制度を設ける。(No. 96)</p>	<p>(5) 就職支援</p> <p>ア 平成 18 年度にまとめた充実方策に基づき就職支援活動を行う (No. 92)。</p> <p>イ 一般学生の職業観や生涯学習観の確立に資するよう、キャリアサポートセンターにおいて、社会人学生を起用した就職勉強会等を開催する (No. 93)。</p> <p>ウ インターンシップの意義を周知し、参加への動機づけを図るため、キャリアデザインに係る授業と連携し、受講学生のインターンシップ体験を一般学生に対し積極的に公開する (No. 94)。</p> <p>(6) 課外活動支援</p> <p>ア 年に 1 回以上、大学とサークル連合等との話し合いの場を設け、各クラブやサークルの抱える課題や状況を把握するとともに、サークル等の顧問に対して学生指導に関する働きかけを行う。また、地域共生センターと共に、学生ボランティア活動の組織化に向けた取り組みを行う (No. 95)。</p> <p>イ YPU ドリーム・アドベンチャー制度を実施するとともに、全学を対象とした学生表彰制度の確立に取り組む (No. 96)。</p>
---	--	---

<p>創設する（平成 21 年度）。(No. 96)</p> <p>3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 研究活動の活性化とその成果の普及</p> <p>ア 研究活動の活性化</p> <p>(ア) 山口県の政策課題の解決や、「人間性の尊重」、「生活者の視点の重視」、「地域社会との共生」、「国際化への対応」に資する学際的プロジェクトを主体的に提案し、年間 3 件以上の共同研究及び年間 20 件の受託研究を実施することを目指す（平成 23 年度）。(No. 97)</p> <p>(イ) 国際学術交流協定を締結した海外の姉妹校との国際共同研究に取り組む（平成 22 年度）。(No. 98)</p> <p>(ウ) 教員は個人あるいはグループにおいて、それぞれの専門分野における各自の研究の質を高める努力を行い、科学研究費補助金その他の公募助成金について年間 25 件以上採択されることを目指すとともに、学会誌、国際誌への投稿や国内学会、国際学会での発表件数を伸ばす（平成 23 年度）。(No. 99)</p> <p>(エ) 「魅力ある大学院教育イニシアティブ」など研究拠点形成を促進する補助金に採択されることを目指す（平成 23 年度）。(No. 100)</p> <p>イ 研究成果の普及</p> <p>(ア) 本学で実施している様々な研究に関する情報を、一元的に地域にわかりやすく公開する仕組みを検討する（平成 19 年度）。(No. 101)</p> <p>(イ) 研究創作活動の発表や作品の発表等を促進し、さま</p>	<p>3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 研究活動の活性化とその成果の普及</p> <p>ア 研究活動の活性化</p> <p>(ア) 学内の競争的研究費において、県の政策課題や地域課題の解決に関する研究を奨励する制度を設ける。(No. 97)</p> <p>(イ) 学内の競争的研究費において、国際共同研究を奨励する制度を設ける。(No. 98)</p> <p>(ウ) 平成 18 年度においては、教員の 70%が外部の競争的研究資金に応募すること（うち科学研究費補助金には教員の 50%が新規申請すること）、教員の 60%が学会等において発表することを目指す。(No. 99)</p> <p>イ 研究成果の普及</p> <p>(ア) 関係部局が連携し、研究成果に関する情報を大学全体で一元的に集約し公開する仕組みについて検討するとともに、研究成果の公表方法等について問題点を検討し、改善計画の策定に着手する。(No. 101)</p> <p>(イ) 学内の競争的研究費において、研究成果の還元を奨励</p>	<p>3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 研究活動の活性化とその成果の普及</p> <p>ア 研究活動の活性化</p> <p>(ア) 学内の競争的研究費において政策課題や地域ニーズ等を踏まえた研究課題を提示し、新たな研究テーマの掘り起こしを行うとともに、行政その他諸機関に対する学際的プロジェクトの提案に取り組む。(No. 97)</p> <p>(イ) 平成 18 年度に創設した国際共同研究奨励制度について、国際共同研究の一層の促進に資するよう見直しを行う。(No. 98)</p> <p>(ウ) 平成 19 年度において、外部の競争的研究資金に 7 割を超える教員が（科学研究費補助金には 5 割を超える教員が）応募すること、6 割を超える教員が学会等に発表することを目指す。また、教員が国際誌、国際学会に発表する際に助成を行う制度について検討する。(No. 99)</p> <p>(エ) 研究拠点形成等を促進する補助金申請について検討を開始する。(No. 100)</p> <p>イ 研究成果の普及</p> <p>(ア) 各学部の紀要、大学院論集等を統合し、電子媒体を活用して公表する。(No. 101)</p> <p>(イ) 平成 18 年度に創設した研究成果の還元を奨励する制度</p>
--	---	---

<p>ざまなメディアを通して成果を地域に発信する機会を増大させる（平成 20 年度）。(No. 102)</p> <p>(ウ) 食や健康、家庭教育や社会教育、地域の国際化、地域づくりやまちづくり、地域の各種福祉計画策定など、特に山口県という地域に内在する多様な需要に応える研究成果について、その経過や結果の公表、市町や関係団体への配信等を、ホームページや電子メールも活用して効果的、効率的に行う仕組みをつくる（平成 21 年度）。(No. 103)</p> <p>(2) 研究活動を促進する仕組みづくり</p> <p>ア 研究実施体制の整備</p> <p>(ア) 予算の重点的配分</p> <p>a 山口県の政策課題や地域課題に関する研究は「地域共生センター」において統括し、予算を管理する（平成 18 年度）。(No. 104)</p> <p>b 複数の学部、研究科にまたがる学際的共同研究の立上げを促す制度を設ける（平成 19 年度）。(No. 105)</p> <p>c 学内の競争的研究資金を、特色ある教育研究や地域貢献につながる計画に対して重点的に配分するために必要な制度を整える（平成 19 年度）。(No. 106)</p> <p>(イ) ニーズとシーズの円滑なマッチングの推進</p>	<p>する制度を設け、関係部局が連携し、当該制度が有効に活用される仕組みについて検討する。(No. 102)</p> <p>(2) 研究活動を促進する仕組みづくり</p> <p>ア 研究実施体制の整備</p> <p>(ア) 予算の重点的配分</p> <p>a 「地域共生センター」は、県政策課題や地域課題に関する研究ニーズと教員研究シーズのマッチングを行い、学部横断的に提案する等の視点から、山口県の政策課題や地域問題に関する研究を取りまとめ、センター裁量枠の中で予算配分を決定し、管理し、公開するルールを策定する。(No. 104)</p> <p>b 学際的課題、近接領域課題等に係るものについては、学内に設置する研究活動支援委員会により各種研究費申請に向けた学内横断的研究チームの編成を促す仕組みを整備する。(No. 105)</p> <p>c 学内の競争的研究費において、優れた研究成果を地域に還元することを奨励する制度を設ける。(No. 106)</p> <p>(イ) ニーズとシーズの円滑なマッチングの推進</p>	<p>について、その有効活用に向け見直しを行う。また、桜圃三賞の成果については紀要に掲載し電子媒体を活用して公表する。(No. 102)</p> <p>(ウ) 地域に貢献する研究成果の公表、市町や関係団体への配信等を効果的、効率的に行う仕組みの構築に向け、検討を開始する。(No. 103)</p> <p>(2) 研究活動を促進する仕組みづくり</p> <p>ア 研究実施体制の整備</p> <p>(ア) 予算の重点的配分</p> <p>a 全学及び学部等ごとに設置した研究活動支援委員会において、複数の学部、研究科にまたがる学内共同研究課題を抽出し、精選した共同研究課題の重点的支援に取り組む。(No. 105)</p> <p>b 平成 18 年度に創設した研究成果の還元を奨励する制度を活用し、特色ある教育研究や地域貢献につながる計画に対して重点的に配分する。(No. 106)</p> <p>(イ) ニーズとシーズの円滑なマッチングの推進</p>
--	--	--

<p>a 研究成果（シーズ）についての情報がよりわかりやすい形で提供されるよう、データベースのあり方や提供方法等を見直すとともに、ニーズ調査結果のデータベース化や、ニーズを持つ人々が教員と身近に交流できる機会を設ける（平成 19 年度）。（No. 107）</p> <p>b 地域と連携した共同研究や受託研究等については、特に地域共生センターが学内外の情報の拠点となつて、研究ニーズを吸い上げる仕組みをつくとともに、研究成果（シーズ）の公表を積極的に行い、研究分野の開拓やマッチングを促進する（平成 20 年度）。（No. 108）</p> <p>（ウ）個々の教員の研究活動を促す仕組みづくり</p> <p>a すべての教員が、科学研究費補助金その他の競争的研究資金に応募することを原則義務化する。（No. 109）</p> <p>b 科学研究費補助金その他の競争的研究資金の応募や申請に関する研修を定期的に行うなど支援の仕組みをつくる（平成 19 年度）。（No. 110）</p> <p>c 特に優れた研究成果をあげた教員に対し、評価に基づき特別研究費を配分する、あるいは短期国内研</p>	<p>a 教員の教育研究活動等業績データベースの更新結果を「研究者ディレクトリー」に反映させる方策について検討する。（No. 107）</p> <p>b 関係部局が連携して、各市町や企業、県民のニーズを把握し、教員に情報を提供する仕組みをつくる。（No. 108）</p> <p>（ウ）個々の教員の研究活動を促す仕組みづくり</p> <p>a 平成 18 年度は教員の 70%が外部の競争的研究資金に応募すること、うち科学研究費補助金には教員の 50%が新規申請をすることを旨とする。（No. 109）</p> <p>b 学内に研究活動支援委員会を設置し、次の支援活動を行う。また、各学部、学科、研究科においても、共同研究を促進するための委員会を設ける。（No. 110）</p> <p>（a）研究費申請に向けて学際的あるいは学内横断的な研究チームを発足させ、競争的研究資金の応募、教員一人ひとりの研究活動を支援する。</p> <p>（b）大学全体の競争的研究資金の実績や評価結果を把握し、次年度の改善計画につなげる仕組みをつくる。</p> <p>（c）科学研究費補助金その他の競争的研究資金の申請に関する研修の企画運営を行う。</p>	<p>a 研究者ディレクトリー等を活用しつつ、教員が地域に出向いて企業見学や意見交換を行い地域課題や企業ニーズを把握する仕組みを確立する。（No. 107）</p> <p>b 本学の教育研究分野に関連する企業のニーズを調査し、その結果を学内に周知する。（No. 108）</p> <p>（ウ）個々の教員の研究活動を促す仕組みづくり</p> <p>a 平成 19 年度において、外部の競争的研究資金に 7 割を超える教員が（科学研究費補助金には 5 割を超える教員が）応募することを旨とする。（No. 109）</p> <p>b 全学及び学部等ごとに設置した研究活動支援委員会において所要の支援活動を行い、その実績を踏まえ平成 20 年度の支援計画を策定する。なお、平成 19 年度においては、特に教員の教育研究活動の更なる活性化を図るため、教育改革等に向けた取組意欲の増進、外部の競争的研究資金等の獲得を目指す上で必要な知識の修得等に資する研修に全学をあげて取り組む。（No. 110）</p> <p>c 特に優れた研究成果をあげた教員に対し、評価に基づき特別研究費を配分する、あるいは短期国内研修等</p>
---	--	--

<p>修等を支援する制度の創設を検討する（平成 21 年度）。(No. 111)</p> <p>d 研究成果の知的財産としての価値を評価し、権利の帰属を審査して、知的財産権の登録、審査に関する事務を行う発明委員会等の仕組みをつくり、知的財産の社会還元を努める（平成 21 年度）。(No. 112)</p> <p>e 教職員によるベンチャー起業を支援する制度の検討を行う（平成 23 年度）。(No. 113)</p> <p>イ 教員の研究能力の向上に資する取組の推進</p> <p>(ア) 教員の研究能力の向上に資する支援を行う仕組みをつくる（平成 19 年度）。(No. 114)</p> <p>(イ) 重点課題研究については外部からの研究員を招聘し受け入れるなど、研究者の交流を促進する仕組みをつくる（平成 20 年度）。(No. 115)</p> <p>4 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 地域共生センターを窓口とした地域社会への貢献活動の推進</p> <p>ア 積極的な地域貢献活動を推進する体制づくり</p> <p>(ア) 山口県の地域課題に関する専門的講座や人材育成研修、ネットワークの構築等に積極的に関わり、地域共生センターが、地域の社会人、職業人、高齢者や子育て家庭、自治体等が生涯学習等について気軽に相談できる相談窓口、支援窓口として機能するよう体制を整える（平成 19 年度）。(No. 116)</p> <p>(イ) 大学の地域社会への貢献活動について広く意見を交</p>	<p>イ 教員の研究能力の向上に資する取組の推進</p> <p>学内の競争的研究費において、若手研究者の研究を奨励する制度を設けるとともに、研究活動支援委員会において若手教員や希望者を対象とした研究能力開発に関する研修の在り方について検討し、支援の仕組みを整備する。(No. 114)</p> <p>4 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 地域共生センターを窓口とした地域社会への貢献活動の推進</p> <p>ア 積極的な地域貢献活動を推進する体制づくり</p> <p>(ア) 出前講義の講師、学内の研究情報、本学関係の生涯学習情報に関する相談等に適切に対処するため、地域共生センターに生涯学習相談窓口を開設し、県民に周知し、職員が相談に当たれるよう体制を整備する。(No. 116)</p> <p>(イ) 大学と地域の生涯学習関係代表者（20 名程度）で構成</p>	<p>を支援する制度について検討を開始する。(No. 111)</p> <p>d 本学の知的財産を社会に還元する仕組みについて検討を開始する。(No. 112)</p> <p>イ 教員の研究能力の向上に資する取組の推進</p> <p>(ア) 平成 18 年度に創設した若手研究者の研究を奨励する制度について審査基準の見直しを行うとともに、研究活動支援委員会において所要の支援活動を実施する。(No. 114)</p> <p>(イ) 重点課題研究については外部からの研究員を招聘し受け入れるなど、研究者の交流を促進する仕組みについて検討を開始する。(No. 115)</p> <p>4 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 地域共生センターを窓口とした地域社会への貢献活動の推進</p> <p>ア 積極的な地域貢献活動を推進する体制づくり</p> <p>(ア) 地域共生センターにおける業務実施体制の一層の強化を図る。(No. 116)</p> <p>(イ) 生涯学習推進連携会議及び諸事業の企画、評価に関す</p>
---	---	---

<p>換する場として、「生涯学習推進連絡会議」を年2回程度開催し、地域社会のニーズを常に把握し、大学の特色ある教育のより効果的な社会還元のあるあり方について定期的に検証する仕組みをつくる(平成19年度)。(No.117)</p> <p>(ウ) すべての教員が公開講座やサテライトカレッジ、共同研究、受託研究、高大連携その他の地域貢献活動に毎年参加し、それらが適切に評価される仕組みを検討する(平成20年度)。(No.118)</p> <p>(エ) 学生や教員の自主的な活動と地域をつなぐ情報の拠点としてボランティアセンター窓口を創設する(平成21年度)。(No.119)</p> <p>イ 受託研究、共同研究等の法人以外の者との連携の推進</p> <p>(ア) 山口県の政策課題の解決や、「人間性の尊重」、「生活者としての視点の重視」、「地域社会との共生」、「国際化への対応」に資する学際的プロジェクトを主体的に提案し、年間3件以上の共同研究及び年間20件の受託研究を実施することを目指す(平成23年度)。(No.97再掲)</p> <p>(イ) 本学で実施している様々な研究に関する情報を、一元的に地域にわかりやすく公開する仕組みを検討する(平成19年度)。(No.101再掲)</p> <p>(ウ) 地域と連携した共同研究や受託研究等については、特に地域共生センターが学内外の情報の拠点となつて、研究ニーズを吸い上げる仕組みをつくるとともに、研究成果(シーズ)の公表を積極的に行い、研究分野の開拓やマッチングを促進する(平成20年度)。(No.108再掲)</p>	<p>される生涯学習推進連携会議を年間2回開催して情報を交換し、地域のニーズに即した生涯学習の推進の在り方について協議を進める。なお、この間に、諸事業の企画、評価については、必要に応じて専門部会に分かれて、年間2回程度協議を深める。(No.117)</p> <p>(ウ) 地域貢献活動の年間計画作成時に、特定の教員の参加に偏ることがないように、多様な教員の参加を促す仕組みについて、すべての教員の社会活動等の内容を調査し、公表することも含め検討する。(No.118)</p> <p>(エ) 関係部局が連携し、ボランティアセンターの在り方について検討する。(No.119)</p> <p>イ 受託研究、共同研究等の法人以外の者との連携の推進</p> <p>(ア) 学内の競争的研究費において、県の政策課題や地域課題の解決に関する研究を奨励する制度を設ける。(No.97)(再掲)</p> <p>(イ) 関係部局が連携し、研究成果に関する情報を大学全体で一元的に集約し公開する仕組みについて検討するとともに、研究成果の公表方法等について問題点を検討し、改善計画の策定に着手する。(No.101)(再掲)</p> <p>(ウ) 関係部局が連携して、各市町や企業、県民のニーズを把握し、教員に情報を提供する仕組みをつくる。(No.108)(再掲)。</p>	<p>る協議を行う専門部会議を開催し、その結果を地域貢献活動に反映させる。(No.117)</p> <p>(ウ) 地域共生センターが所管する地域貢献活動への教員の参加を促す仕組み等について引き続き検討を進める。(No.118)</p> <p>(エ) 関係部局が連携し、ボランティアセンターの基本構想案の検討を行う。(No.119)</p> <p>イ 受託研究、共同研究等の法人以外の者との連携の推進</p> <p>(ア) 学内の競争的研究費において政策課題や地域ニーズ等を踏まえた研究課題を提示し、新たな研究テーマの掘り起こしを行うとともに、一部のテーマについては、行政その他諸機関への学際的プロジェクトの提案に取り組む。(No.97)(再掲)</p> <p>(イ) 各学部の紀要、大学院論集等を統合し、電子媒体を活用して公表する。(No.101)(再掲)</p> <p>(ウ) 本学の教育研究分野に関連する企業のニーズを調査し、その結果を学内に周知する。(No.108)(再掲)。</p>
--	--	---

<p>(エ) 食や健康、家庭教育や社会教育、地域の国際化、地域づくりやまちづくり、地域の各種福祉計画策定など、特に山口県という地域に内在する多様な需要に応える研究成果について、その経過や結果の公表、市町や関係団体への配信等を、ホームページや電子メールも活用して効果的、効率的に行う仕組みをつくる（平成21年度）。(No. 103 再掲)</p> <p>(オ) 環境に配慮した地域の事業活動等の促進に寄与するエコアクション 21 に基づく環境負荷の低減、環境報告書の作成、公表の取組を進める。(No. 120)</p> <p>ウ 社会人が大学で学習しやすい環境づくりの推進</p> <p>(ア) サテライトカレッジについて、現在開設している周南、柳井、防府、下関、徳地の5ヵ所に加え、県北部、県東部における新たなサテライトカレッジの開設を検討するとともに、都市部における夜間、週末のサテライト教室の開設を進める（平成20年度）。(No. 121)</p> <p>(イ) 生涯学習基礎講座、生涯学習発展講座、キャリアアップ講座の見直しを行い、より効果的、効率的なものにするとともに、社会人が本学で各種講座等を受講した場合の単位認定の在り方、仕組みを検討する（平成21年度）。(No. 122)</p>	<p>(エ) エコアクション 21 取得を目指し、環境負荷の低減に取り組み、環境報告書を作成するとともに、環境報告書の公開の仕組みについて検討する。(No. 120)</p> <p>ウ 社会人が大学で学習しやすい環境づくりの推進</p> <p>(ア) サテライトカレッジを美祢市に開設する。また、平成19年度において萩市に、平成20年度において岩国市にサテライトカレッジを開設するべく準備を進める。また、都市部の夜間、週末のサテライト教室について、平成19年度において山口市等に開設するべく準備を進める。(No. 121)</p> <p>(イ) 生涯学習基礎講座等について、以下のものを視野に入れ、県民及び市町のニーズを踏まえて、改善計画を策定する。(No. 122)</p> <p>a 「公開講座」の見直し これまで、各学部等（6分野）から県内市町村巡回講座として行ってきたが、市町村合併や学内の学部等再編に伴い、県民及び各市町のニーズを踏まえ、講座数、講座内容、実施方法等その在り方について見直す。</p> <p>b 「公開授業」の拡充の検討 現在「環境マネジメント論」をはじめ4科計4科目が公開されている（平成18年度）が、県民のニーズを踏まえ、公開可能で公開するに適した科目の増大に</p>	<p>(エ) 地域に貢献する研究成果の公表、市町や関係団体への配信等を効果的、効率的に行う仕組みの構築に向け、検討を開始する。(No. 103)（再掲）</p> <p>(オ) 平成19年度の環境報告書を作成、公表するとともに、環境負荷の低減に取り組み。また、学内外への環境情報の発信に取り組み。(No. 120)</p> <p>ウ 社会人が大学で学習しやすい環境づくりの推進</p> <p>(ア) サテライトカレッジを萩市に開設するとともに、平成18年度に公開講座を実施した阿東町、山陽小野田市、本年度公開講座を実施する岩国市で開設の準備を始める。また、山口市内に都市部の夜間、週末のサテライト教室を開設する。(No. 121)</p> <p>(イ) 生涯学習基礎講座等について、次の取組を行う。(No. 122)</p> <p>a 公開講座 公開講座を県内5市で5講座実施する。</p> <p>b 公開授業 「基礎セミナー」など6科目を公開授業とする取組を進めるとともに、県民ニーズを踏まえた公開授業の増大に向け引き続き検討を行う。</p>
--	---	---

	<p>ついて検討する。</p> <p>c 「特別講義」の効果的实施 現行の客員教授制度の効果的活用を図るため、学内外への広報を行うとともに、特に全学対象特別講義（特別講義B）については、その実施に向けた全学的取組体制を検討し、準備する。</p> <p>d 「やまぐち桜の森カレッジ」の充実 課題の選定と講師のマッチング等、常に学内の可能性と地域のニーズを調整した実施計画の立案が進むシステムづくりを検討する。</p> <p>e 「サテライトカレッジ」の全県的拠点づくりの推進 17年度までに開設した柳井、周南、防府、下関、徳地に加えて、18年度は美祢市に開設し、萩市については開設準備を進める。</p> <p>f 「キャリアアップ研修」の開設と新設準備 看護職者のリカレント教育の機会として、キャリアアップ研修を2講座（各2日、15時間程度の内容）開設するとともに、平成19年度以降のキャリアアップ研修の対象、内容についてニーズを調査し、本学の各学部が有する専門性を生かし、県民のニーズに応えられる講座の確立準備を進める。</p> <p>g 「山口県立大学生涯学習・リカレント教育情報誌」の作成、配布の開始 情報誌は、パンフレット程度のハンディーな形の中</p>	<p>c やまぐち桜の森カレッジ 学内のシーズと地域のニーズの調整を図るため、学内外の関係者で構成される「実行委員会」（拡大専門部会議）を設置する。また、山口県立大学サポーターの育成、増大を図るため、このカレッジの受講者のネットワーク形成を図り、①本学生涯学習情報の提供、②年1回の交流学习会（やまぐち桜の森カレッジ最終日半日日程）への参加の促進、③山口県立大学生涯学習ボランティアへの登録等に取り組む。</p> <p>d キャリアアップ研修 看護職者のキャリアアップ研修を引き続き実施するとともに、栄養職のキャリアアップ研修を試行する。また、福祉職のキャリアアップに関するニーズを調査する。</p> <p>e 山口県立大学生涯学習・リカレント教育情報誌 より効果的な広報活動の実施に向けて必要に応じ見直しを行う。</p>
--	--	--

<p>(ウ) 社会人の受入れを推進する観点から、科目等履修生、長期履修生（パートタイム生）や聴講生などの受入方針や受入体制を見直す（平成19年度）。（No. 68 再掲）</p> <p>エ 高大連携の推進</p> <p>(ア) 高校生への大学授業の随時公開や、高校生の本学講義への参加、本学教員の複数回の出張授業、進路相談及び指導のプログラム化、高校生が本学で受講した場合の単位認定等、多様な取組を積極的に推進する（平成18年度）。（No. 123）</p> <p>(イ) 県内や近県の高校に対してより積極的に出前講座等のプログラムを送付し、大学進学へのPRを行うとと</p>	<p>に、山口県立大学で県民の生涯学習・リカレント教育の支援にどんな事業が行われるのか、その全体計画が一目でわかるように作成し、県内の各地域、各分野にきめ細かく行き届くように配布する。</p> <p>(ウ) 科目等履修生や聴講生の制度の簡易化、長期履修生の受入に関する方針をまとめるとともに、公開講座や公開授業、キャリアアップ研修等の単位化の在り方について検討する。（No. 68）（再掲）</p> <p>エ 高大連携の推進</p> <p>(ア) 次の方針のもとに各種講座の充実を図る。（No. 123）</p> <p>a 「出前講義」の充実 「出前講義」の内容を県内の高校に年度初期に配布するほか、県内の高校からの要請に応じて、適任の教員が講師として高校に出向き講義を行う仕組みを充実させる。（年間30校、45人程度の教員）</p> <p>b 「大学見学・体験授業」の充実 県内高校の生徒が大学見学、大学の授業の体験をするために、高校の授業の一環として本学を訪れるプログラムのPRを積極的に行う。（年間10校程度）</p> <p>c 「高校生対象公開講座」等の検討 県内の高校との提携を進め、高校生が本学で授業を履修したものについての単位化の検討を始めるとともに、夏季や春季休業中に集中的に科目を履修できる制度を検討する。（例：夏季休業中、計5日間、テーマは英語など）</p> <p>d 各種講座の評価を適切に行い、改善を進める仕組みを整える。</p> <p>(イ) 出前講義一覧表に、申込み手続き方法を入れたパンフレットを作成する。高校との定期的な連絡会議について</p>	<p>(ウ) 社会人の受入れがより容易となるよう科目等履修生規程及び長期履修生規程を整備する。また、やまぐち桜の森カレッジ、キャリアアップ研修等の単位化について引き続き検討する。（No. 68）（再掲）</p> <p>エ 高大連携の推進</p> <p>高大連携事業について、平成18年度に引き続き「入試説明会」を活用して県下全域を対象とする連絡会議の場を</p>
--	--	---

<p>もに、高校側のニーズとのマッチングを行うため、定期的な連絡会議を持つ（平成19年度）。（No.124）</p> <p>(2) 郷土文学資料センターによる地域文化の振興</p> <p>ア 郷土文学資料センターが保有する資料のデータベース化を図るとともに、活動内容や成果を発信するホームページやパンフレット、定期刊行物等の作成を行い、広報活動を強化する（平成20年度）。（No.125）</p> <p>イ 近隣の文学資料施設や研究所との差異化を図りながら基礎的資料をより積極的に収集し、公開する（平成23年度）。（No.126）</p> <p>ウ 大学院、学部と連携して、学内外の学生や近隣大学の留学生、社会人、生涯学習講座の受講者などに対する、様々な情報提供プログラムを開発し、地域文化への関心を高める仕組みを検討する（平成22年度）。（No.127）</p> <p>エ 郷土文学資料センターの機能を充実させ、多様な地域文化を包括的に研究しうる組織形態に整備し、国際文化学研究科の博士課程設置計画と連携しながら重点化すべき領域や研究拠点としての役割、配備する研究員等の検討を進める（平成21年度）。（No.128）</p> <p>5 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 学生及び教職員の国際交流機会の拡大</p> <p>ア 姉妹校締結に関わる学術交流、教職員や学生の交流、語学研修プログラム、訪問団の派遣や受入れ、その他の大学全体にかかわる国際セミナーやフォーラム等の事業などについて、専門職員を配置して大学全体の情報を</p>	<p>は、従来の「入試説明会」を利用し、高大連携の各種事業について広報を行うとともに、出前講座メニューや高校生対象講座、単位化の在り方などについてのニーズ調査を行う。（No.124）</p> <p>(2) 郷土文学資料センターによる地域文化の振興</p> <p>ア パンフレットを作成するほか、データベースの作成など地域共生センターと連携した効果的な広報の実施について検討を開始する。（No.125）</p> <p>イ 近隣の文学資料施設や研究所との差異化を図るための基礎資料の積極的収集の方針を定め、資料を収集する。（No.126）</p> <p>ウ 学部教育課程との関わりにおいて、郷土文学資料センターが提供できる教育プログラムについて検討する。（No.127）</p> <p>エ 国際文化学研究科の博士課程設置の検討と連携しながら、重点化すべき領域や研究拠点としての役割、配備する研究員等の検討を進める。（No.128）</p> <p>5 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 学生及び教職員の国際交流機会の拡大</p> <p>ア 国際化推進室を設置し、学内に分散している国際交流業務の一元化を図る。（No.129）</p>	<p>持つとともに、本学と高大連携事業を行う高校との連携推進会議を定期的に開催する（No.124）</p> <p>(2) 郷土文学資料センターによる地域文化の振興</p> <p>ア 郷土文学雑誌に関するデータベースの作成に取り組むとともに、地域共生センターと連携した効果的な広報の実施方法について引き続き検討する。（No.125）</p> <p>イ 嘉村儀多をはじめ山口県にゆかりのある文学者に関わる重要資料の収集に取り組むとともに、収蔵資料の公開を行う。（No.126）</p> <p>ウ 平成20年度以降の学部教育課程に活用できる学習課題や指導方法をまとめる。（No.127）</p> <p>エ 国際文化学研究科の博士課程設置の検討と連携しつつ、郷土文学資料センターが重点化すべき領域に関する事項を中心に検討を進める。（No.128）</p> <p>5 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 学生及び教職員の国際交流機会の拡大</p> <p>ア 国際交流の効果的、効率的実施に資するよう学内の関連業務の一元化を引き続き推進する。（No.129）</p>
---	---	--

<p>一元的に収集、発信するとともに、大学広報の多言語化を進める基盤を整える（平成20年度）。（No.129）</p> <p>イ 現在展開している学術交流や教員学生交流、海外実習等のあり方を見直し、個々の学生のニーズや各学部専門教育の教育目標に則してプログラムの内容や運営方法を改善する（平成22年度）。（No.130）</p> <p>ウ 語学や専門領域に関する留学を求める学生のニーズに応えるため、韓国や中国、ヨーロッパや東南アジア方面の新たな大学との交流を広げる可能性を検討する（平成19年度）。（No.131）</p> <p>エ 国際学術交流協定を締結した海外の姉妹校との国際共同研究に取り組む（平成22年度）。（No.98再掲）</p> <p>オ 海外からのゲストや客員講師用の宿泊施設の確保、交換留学生の生活基盤の確保について有効な手段を検討する（平成23年度）。（No.132）</p> <p>（2）国内外の関係機関との連携</p> <p>ア 地域の国際交流団体や国際協力団体との連携を深め、地域のニーズにふさわしい共同企画などを年1回は行う体制を整える（平成19年度）。（No.133）</p> <p>イ 地域の国際化に関わるニーズを拾い上げ、大学のシーズとマッチする研究、研修の企画や、関連団体との情報交換ネットワークの形成を促進する（平成22年度）。（No.134）</p> <p>ウ 大学と地域をつなぐ国際交流の情報拠点としてのサロンの機能を備えた交流の場づくりの可能性を検討する。（平成23年度）（No.135）</p>	<p>イ 現在展開している学術交流、教員学生交流、海外実習等のあり方を見直し、本学における国際交流の方針、行動計画の策定に向け検討を行う。（No.130）</p> <p>ウ 新たな大学との交流拡大について、国際交流の方針等の策定にあわせて検討を進める。（No.131）</p> <p>エ 学内の競争的研究費において、国際共同研究を奨励する制度を設ける。（No.98）（再掲）。</p> <p>オ 関係部局が連携し、学生寮や大学宿舎、民間施設等の利用に関し、受入環境の改善に有効な方策について検討を進める。（No.132）</p> <p>（2）国内外の関係機関との連携</p> <p>ア 県内の国際交流団体や国際協力団体と連携可能な事業について調査を行い、地域と共同した企画運営の体制を整備し、年1回以上の共同企画の実現に取り組む。（No.133）</p> <p>イ 関係部局が連携し、国際化に関する地域のニーズと大学のシーズのマッチングや、シーズとニーズに関する情報交換のネットワークについて検討を進める。（No.134）</p> <p>ウ 大学と地域をつなぐ国際交流の場としての学内空間の利用について検討する。（No.135）</p>	<p>イ 国際交流の方針等を踏まえ、学術交流や教員学生交流等に係るプログラムの内容や運営方法の改善について検討する。（No.130）</p> <p>ウ 新たな大学との交流拡大の可能性について結論を得る。（No.131）</p> <p>エ 平成18年度に創設した国際共同研究奨励制度について、国際共同研究の一層の促進に資するよう見直しを行う。（No.98）（再掲）。</p> <p>オ 短期交換留学生の生活支援に取り組む。（No.132）</p> <p>（2）国内外の関係機関との連携</p> <p>ア 関係機関との共同事業を恒常的に企画、実施できる新たな枠組みを整える（No.133）</p> <p>イ 関係機関との情報ネットワークの形成促進に資する観点から、学内のシーズ情報、ニーズ情報の整理、分析を行う。（No.134）</p> <p>ウ 国際交流の場としての学内空間の利用について引き続き検討する。また、国際交流に関する情報を学内に掲示する。（No.135）</p>
---	--	--

<p>(3) 国際交流の成果の地域社会への還元</p> <p>ア 大学の国際交流事業や各学部の専門性を生かした事業の成果について、多様な講演、フォーラム、フェスティバル等を通して地域社会に還元するとともに、ホームページや広報誌等により情報発信し、地域社会の国際化の促進に努める（平成22年度）。（No.136）</p> <p>イ 交換留学生やグローバル交流学生、留学生など、海外からの大学生が行う地域活動を提案し、地域の人々と交流する機会を増やす（平成19年度）。（No.137）</p> <p>ウ 海外の大学からの著名な研究者の知識、技術を地域住民に公開する機会をつくる（平成20年度）。（No.138）</p>	<p>(3) 国際交流の成果の社会への還元</p> <p>ア 関係部局の連携のもと、大学の国際交流事業等の成果を地域に還元する仕組み等について検討する。（No.136）</p> <p>イ 地域における交流機会の増大等に関する指標を設定する。（No.137）</p> <p>ウ 大学の国際的な教育研究活動で来学する研究者に関する情報を一元化し、学内で有効に活用できる仕組みをつくる。（No.138）</p>	<p>(3) 国際交流の成果の社会への還元</p> <p>ア 国際交流事業の成果等に関する情報を効果的に発信する方法について引き続き検討を進めるとともに、国際交流をテーマとする公開授業、公開講座に関する検討を開始する。（No.136）</p> <p>イ 毎年10名以上の交換留学生等を地域交流の場に送り出すことを目標とし、平成19年度は、学内外で年3回の地域別祭典を催し、学内外の交流の機会を設ける。（No.137）</p> <p>ウ 国際交流等に関する情報を分析し、地域住民に公開する研究者の知識、技術等について検討する。（No.138）</p>
<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築</p> <p>ア 理事長（学長）選考方法の整備</p> <p>従来の学長選挙を廃止し、理事長選考会議の権限と学内意向の反映との均衡に配慮した理事長（学長）選考の仕組みを構築するとともに、理事長（学長）解任審査請求の手続を整備する（平成18年度）。（No.139）</p> <p>イ 理事長（学長）補佐体制等の整備</p> <p>(ア) 役員が互いに連携協力しつつ、機動的な業務運営ができるよう、理事長（学長）及びこれを補佐する副理事長、理事の分担業務を明確にする（平成18年度）。（No.140）</p> <p>(イ) 役員の経営戦略の具現化を補佐するため、法人経営</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築</p> <p>ア 理事長（学長）選考方法の整備</p> <p>理事長選考会議の権限と学内意向の反映との均衡に配慮した理事長（学長）選考の仕組みや解任審査請求の手続を整備する。（No.139）</p> <p>イ 理事長（学長）補佐体制等の整備</p> <p>(ア) 機動的な業務運営が可能となるよう、理事長（学長）、副理事長、理事の役割を明確にするとともに、連携体制を整える。（No.140）</p> <p>(イ) 役員の経営戦略の具現化を補佐するため、法人部門</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p>

<p>に関する企画立案、大学各部局等との連絡調整等を行う部署を設ける（平成18年度）。（No.141）</p> <p>（ウ）理事長（学長）が定める全学的な方針のもとに、学部、研究科における中期計画の着実な実行を図るため、理事長（学長）による学部長、研究科長の指名制度を導入する（平成18年度）。（No.142）</p> <p>ウ 学部長、研究科長の権限と責任の明確化 学部長、研究科長の指導力、統率力の発揮と教授会業務に係る教職員の負担の軽減を図る観点から、学部長、研究科長と教授会との役割分担を明確にし、学部運営を機動的に行う（平成19年度）。（No.143）</p> <p>エ 学部長、研究科長の補佐体制の整備 学部長、研究科長が当該長を補佐する学科長、専攻長を指名する制度を設ける（平成18年度）。（No.144）</p> <p>（2）全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進</p> <p>ア 予算編成方法の見直し 全学的な視点から大学の特色づくりに資する取組等に予算を戦略的、重点的、競争的に配分できるよう、理事長（学長）が予算編成方針を定め、これに基づき、学部長、研究科長等が各部局の予算要求を行い、理事長（学長）が予算の決定、各部局への配分を行う仕組みを整える（平成18年度）。（No.145）</p> <p>イ 各種委員会の見直し 委員会の実効性ある運営と教職員の負担軽減の観点から、各種委員会について、その必要性、あり方を検討し、必要に応じて整理統合や運営方法の改善を行う（平成19年度）。（No.146）</p>	<p>に企画調整機能を有した「経営企画室」を設置する。（No.141）</p> <p>（ウ）理事長（学長）による学部長、研究科長の指名制度を導入し、理事長（学長）の迅速で的確な業務遂行が可能となる補佐体制を整備する。（No.142）</p> <p>ウ 学部長、研究科長の権限と責任の明確化 機動的な学部運営が可能となるように、学部長、研究科長と教授会との役割分担を明確にする検討を進める。（No.143）</p> <p>エ 学部長、研究科長の補佐体制の整備 学部長、研究科長が、当該長を補佐する学科長、専攻長を指名する制度を設ける。（No.144）</p> <p>（2）全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進</p> <p>ア 予算編成方法の見直し 理事長（学長）が予算編成方針を定め、これに基づき、学部長、研究科長等が各部局の予算要求を行い、理事長（学長）が予算の決定、各部局への配分を行う仕組みを整える。（No.145）</p> <p>イ 各種委員会の見直し 学内横断的な各種委員会について、見直しを実施し、整理統合を行う。（No.146）</p>	<p>（1）全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進</p> <p>平成18年度に整理統合を行った学内横断的委員会、さらに各部局等単位の委員会等の運営方法等について検証し、必要に応じてその改善を行う。（No.146）</p>
---	--	---

<p>ウ その他 学外資源の有効活用方策、民間的発想を生かした運営方法の導入について検討を進める。(No. 147)</p> <p>(3) 地域に開かれた大学づくりの推進</p> <p>ア 大学に関する情報の積極的な提供</p> <p>(ア) 大学に関する諸情報を大学のホームページや広報誌などの各種媒体を通じて、保護者、同窓会、地域社会、行政や企業、民間団体等に、わかりやすく、魅力的に、定期的に提供する(平成20年度)。(No. 148)</p> <p>(イ) 大学教育の特性や成果などについて積極的に広報活動を行なう年間計画をたて、特に入試広報については進学情報機関等に広報を行い、また教育研究の成果については企業や民間団体等に広報を行うなど、戦略的、重点的に広報活動を推進する(平成19年度)。(No. 149)</p> <p>(ウ) 大学の理念を具現化して大学グッズ等の開発を行い、大学広報に役立てる(平成23年度)。(No. 150)</p> <p>イ 外部有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実</p> <p>(ア) 理事や審議機関の委員に民間企業経験者や卒業生、地域の代表などの学外者を登用する(平成18年度)。(No. 151)</p> <p>(イ) 教育研究や地域貢献の推進に関し、学外から広く意見を聴く機会を設ける。(No. 152)</p> <p>(ウ) 同窓会との効果的な連携を図るため、同窓会との連携や連絡を行う教職員の役割を明確化し、年2回程度の情報交換の機会を設ける(平成19年度)。(No. 153)</p>	<p>(3) 地域に開かれた大学づくりの推進</p> <p>ア 大学に関する情報の積極的な提供</p> <p>(ア) 大学ウェブサイトのコンテンツを常時更新して向上させ、大学の目指す方向を明快に示す情報提供ページとして機能させるための全学的な管理体制を整備する。また、Webサイトに関わる教職員のための全学的な研修会(学内情報担当教員を講師とする)を行なう。(No. 148)</p> <p>(イ) 大学の広報活動を戦略的、重点的に行うための方針を定め、平成19年度の年間広報計画をたてる。(No. 149)</p> <p>イ 外部有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実</p> <p>(ア) 理事や審議会委員に、学外者を登用する。(No. 151)</p> <p>(イ) 必要に応じ、教育研究や地域貢献の推進に関し、学外から広く意見を聴く機会を設ける。(No. 152)</p> <p>(ウ) 同窓会と年2回程度情報交換の機会を設ける。(No. 153)</p>	<p>(2) 地域に開かれた大学づくりの推進</p> <p>ア 大学に関する情報の積極的な提供</p> <p>(ア) 全学的な管理体制のもとでウェブサイトのコンテンツを更新し発信する。また、ウェブサイトに関わる教職員向けの全学的な研修を必要に応じて実施する。(No. 148)</p> <p>(イ) 広報業務を統括する体制を整え、広報計画に基づき広報活動を戦略的、重点的に展開する。特に平成19年度はビデオ番組の制作や大学広報誌の創刊、ホームページの充実に取り組む。(No. 149)</p> <p>イ 外部有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実</p> <p>(ア) 必要に応じ、教育研究や地域貢献の推進に関し、学外から広く意見を聴く機会を設ける。(No. 152)</p> <p>(イ) 同窓会と年2回程度情報交換の機会を設ける。(No. 153)</p>
--	---	---

<p>(4) 評価制度等の活用による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進</p> <p>大学の組織及び業務全般について、自己点検評価、県評価委員会による評価、認証評価機関評価、監事による業務監査、会計監査人による監査の結果を活用し、継続的に見直しを行う(No. 154)</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 学部、学科、研究科</p> <p>地域貢献大学を目指す本学の特質に合致する分野における教育研究を強化し、よりよい教育をより効果的に提供するため、次のとおり、学部、学科、研究科の改組、再編に取り組む。</p> <p>ア 学部、学科の再編(平成19年度)。(No. 155)</p> <p>(ア) 国際文化学部と生活科学部環境デザイン学科の統合 教員組織を統合して国際文化学科と文化創造学科の2学科を置く。</p> <p>(イ) 社会福祉学部における教育課程の充実 精神保健福祉士受験資格取得課程を開設するほか、社会福祉教育実習会議を設ける。</p> <p>(ウ) 生活科学部生活環境学科の学生募集の停止</p> <p>(エ) 看護学部と生活科学部栄養学科の統合 教員組織を統合して看護学科と栄養学科の2学科を置く。</p> <p>(オ) 改組、再編に伴う措置</p> <p>a 現行の学部学科に在籍している学生については、その卒業に至るまで現行の教育を継続する。</p> <p>b 環境については、環境に配慮した行動の大切さを</p>	<p>(4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進</p> <p>評価結果等を活用し、継続的に業務の見直しを行うための仕組みを整備する。(No. 154)</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 学部、学科、研究科</p> <p>ア 学部、学科の再編</p> <p>中期計画に掲げる方針に沿って、学部等の名称、入学定員、教員組織等の見直し、検討を行い、平成18年度中に所要の手続き、準備を完了させる。(No. 155)</p>	<p>(3) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進</p> <p>評価結果等を活用し、必要に応じて業務の見直しを行う。(No. 154)</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 学部、学科、研究科</p> <p>ア 学部、学科</p> <p>国際文化学部文化創造学科、看護栄養学部看護学科、栄養学科を開設する。また、社会福祉学部に精神保健福祉士受験資格を取得できる教育課程を開設する。(No. 155)</p>
--	--	--

<p>日常生活の中に根付かせる「環境教育」を全学共通教育として展開するとともに、地域共生センター等において研究活動を行っていく。</p> <p>c 改組、再編に伴い学部籍を離れる教員は、地域共生センター等に専任教員として配置し、地域貢献業務等を担当しつつ、学部専門科目、全学共通科目等を兼務する。</p> <p>イ 大学院</p> <p>(ア) 国際文化学研究科</p> <p>a 国際文化学と地域文化学の2系に教育課程を整備する(平成19年度)。(No.156)</p> <p>b 国際文化学研究科に、博士課程を設置することを検討する(平成21年度)。(No.157)</p> <p>(イ) 健康福祉学研究科</p> <p>a 博士後期課程を設置する(平成18年度)。(No.158)</p> <p>b 既設の健康福祉学研究科修士課程を博士前期課程とし、健康福祉学専攻と生活健康科学専攻の2専攻を健康福祉学専攻に統合する(平成19年度)。(No.159)</p> <p>(2) 総合教育機構</p> <p>既存の総合教育機構を全学共通教育の要となる組織として見直し、専任教員を配置して新たな編成を行う(平成19年度)。(No.160)</p> <p>(3) 附属施設(地域共生センター)</p> <p>ア 地域の民間企業や団体、個人がより気軽に利用できる相談機能や連絡調整機能の在り方について、また、大学</p>	<p>イ 大学院</p> <p>(ア) 国際文化学研究科</p> <p>a 中期計画に掲げる方針に沿って、名称、入学定員、教員組織等の見直し、検討を行い、平成18年度中に所要の手続き、準備を完了させる。(No.156)</p> <p>b 博士課程の設置について検討を進める。(No.157)</p> <p>(イ) 健康福祉学研究科</p> <p>a 博士後期課程を設置し、教育研究を実施する。(No.158)</p> <p>b 中期計画に掲げる方針に沿って、名称、入学定員、教員組織等の見直し、検討を行い、平成18年度中に所要の手続き、準備を完了させる。(No.159)</p> <p>(2) 総合教育機構</p> <p>総合教育機構の見直しを行い、専任教員の配置等について検討する。(No.160)</p> <p>(3) 附属施設(地域共生センター)</p> <p>地域共生センターの在り方について検討し、運営形態や人員配置の見直しを行う。(No.161)</p>	<p>イ 大学院</p> <p>(ア) 国際文化学研究科</p> <p>a 従来の4系から2系に再編した学系のもと、教育研究を実施する。(No.156)</p> <p>b 博士課程の設置について引き続き検討を進める。(No.157)</p> <p>(イ) 健康福祉学研究科</p> <p>従来の2専攻を1専攻に改組した博士前期課程において教育研究を実施する。(No.159)</p> <p>(2) 総合教育機構</p> <p>総合教育機構を改組し、全学共通教育を所管する組織として共通教育機構を設置する。(No.160)</p> <p>(3) 附属施設(地域共生センター)</p> <p>地域共生センターにおける業務実施体制の一層の強化を図る。(No.161)</p>
---	---	--

<p>の教職員や学生にも身近な存在としての大学の附属施設の在り方について検討し、運営形態や人員配置を見直す（平成19年度）。(No. 161)</p> <p>イ 行政や関連団体、NPO法人等の職員を地域共生センターに配置する制度について検討する（平成20年度）。(No. 162)</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 法人化のメリットを生かした弾力的な制度の構築</p> <p>ア より専門性を確保し、効率的な法人運営を行うため、民間における経営、人事労務、広報等の専門家の採用を行うとともに、特任教授や中間的専門職など、これまでの区分、形態にとらわれない新たな職種を創設する（一部 平成18年度）。(No. 163)</p> <p>イ 特定の課題や業務に的確に対応できるよう、新たに採用する教職員を対象に、特定の職について任期制を導入する（平成18年度）。(No. 164)</p> <p>ウ 教員について、変形労働時間制を採用するとともに、勤務形態の一層の多様化等を図るため、新たな部分休業制度を創設する（平成18年度）。(No. 165)</p> <p>その一方で、教員の兼職、兼業に関しては、学外研修日に非常勤講師を行う場合の取扱いについて、所要の見直しを行う（平成19年度）。(No. 166)</p> <p>エ 定数管理を自律的、弾力的かつ効率的に行う。なお、平成19年度以降のプロパー職員採用計画を早急に検討し、策定する（平成18年度）。(No. 167)</p> <p>(2) 能力、意欲及び業績を反映した、教職員にインセンティブが働く仕組みの確立</p>	<p>3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 法人化のメリットを生かした弾力的な制度の構築</p> <p>ア 必要に応じて専門職員を採用することができるよう、条件整備を図り、制度として確立する。(No. 163)</p> <p>イ 必要に応じて教職員に任期を付けて採用することができるよう、特定の職についての任期制を導入する。(No. 164)</p> <p>ウ 教員の勤務形態の多様化を図るため、変形労働時間制の導入、新たな部分休業制度の創設を行う。(No. 165)</p> <p>教員が学外研修日に非常勤講師を行う場合の取扱いについて、見直しの検討を進める。(No. 166)</p> <p>エ 法人の自律的な運営を行うため、中期目標期間中における定数管理計画とこれを踏まえたプロパー職員採用計画を策定する。(No. 167)</p> <p>(2) 能力、意欲及び業績を反映した、教職員にインセンティブが働く仕組みの確立</p>	<p>3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 法人化のメリットを生かした弾力的な制度の構築</p> <p>教員が学外研修日に非常勤講師を行う場合の取扱いについて、所要の見直しを行う。(No. 166)</p> <p>(2) 能力、意欲及び業績を反映した、教職員にインセンティブが働く仕組みの確立</p>
--	--	--

<p>ア 専任教員を対象に、能力、意欲及び業績が教職員の処遇等に適切に反映される、多面的で適正な人事評価制度を導入する（平成 20 年度。プロパーの事務職員については別途検討）。(No. 168)</p> <p>(ア) 導入に当たっては、以下の内容を基本として、平成 18 年 4 月から試行を行い、その実施状況について検証、改善の後、平成 20 年 4 月に本格実施。評価結果は、平成 21 年度を基本として直近の時期に、勤勉手当、昇任などの処遇に反映する。</p> <p>(イ) 目標管理の手法による「目標達成度評価」と職務全般にわたる「行動評価」による総合的な評価とし、学生による授業評価を「行動評価」において参考として活用できるよう改善する。</p> <p>(ウ) 評価の客観性、公平性を高めるため、1 次評価者（学科長等）、2 次評価者（学部長等）の複数の評価者で評価を行うとともに、人事評価委員会において全学的見地から最終調整を行い、5 段階を基本とする相対評価を行う。</p> <p>(エ) 「教育」、「研究」、「地域貢献」、「大学運営」の 4 つを評価領域とし、学部、学科の特性や教員の役割を踏まえ、個人ごとに評価ウエイトを設定する。</p> <p>(オ) 公正性、透明性、客観性を高め、評価に対する信頼性を確保するため、評価結果を本人に開示するとともに、不服申立の仕組みを導入する。</p> <p>イ 教職員のインセンティブを高め、能力、意欲及び業績が適切に反映される給与システムを構築する。(No. 169)</p> <p>(ア) 県の給与制度について、職務、職責に応じた給与構造への転換を図る見直しが行われたことも踏まえ、法人移行時の給与制度は、原則として県制度に準拠す</p>	<p>ア 人事評価制度の導入に関し、必要となる事項を定め、できるだけ早い時期に試行を開始する。(No. 168)</p> <p>イ 法人移行時の給与制度は、職務・職責に応じた給与構造への転換が図られた県制度への準拠を原則とし、併せて必要な見直し等を行う。(No. 169)</p>	<p>ア 人事評価実施要領を策定し、できるだけ早い時期に試行を開始する。(No. 168)</p> <p>イ 人事評価結果の給与への具体的な反映方法等について検討を行う。(No. 169)</p>
--	--	--

<p>る。</p> <p>(イ) 人事評価制度の導入に伴い、平成 21 年度から、全教員を対象に、人事評価結果を勤勉手当に反映する。給料への反映については、当面、教授を対象に検討する。</p> <p>(ウ) 昇格、昇給制度の見直しや手当の見直し、年俸制も視野に入れた給料構成の検討など、能力・業績主義の観点から、現行の給与体系、構造を見直す。</p> <p>ウ 退職手当制度については、民間企業の状況等を踏まえ県制度の見直しが行われたことから、これに準拠する(平成 18 年度)。(No. 170)</p> <p>エ 現教職員も含め、人事評価制度と連動した早期勸奨退職・再雇用制度を創設する(平成 20 年度)。(No. 171)</p> <p>オ 学外研修のより効果的な運用が図られるよう、具体的な研修計画とその実績、成果を求め、人事評価に活用する(平成 18 年度)。(No. 172)</p> <p>(3) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築</p> <p>ア 適正な定数管理のもと、全学的な視点に立って、限られた人材を戦略的、効果的に配置する(平成 18 年度)。(No. 173)</p> <p>イ 教職員の人事に関し、その公正を期すとともに、経営審議会、教育研究評議会等との適切な役割分担のもと、全学的な視点に立った適正な業務の遂行に資するため、採用、昇任のための選考、人事に関する基準、手続に関する事務等を行う「人事委員会」を設置する(平成 18 年度)。(No. 174)</p>	<p>ウ 民間企業の状況等を踏まえ県制度の見直しが行われたことから、これに準拠した退職制度を導入する。(No. 170)</p> <p>エ 学外研修についての具体的な研修計画と実績、成果の提出を義務づけ、人事評価制度の試行において活用する。(No. 172)</p> <p>(3) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築</p> <p>ア 適正な定数管理のもと、教職員の適性も考慮の上、全学的な視点から適材適所の人事を行う。(No. 173)</p> <p>イ 教職員の人事に関し、その公正を期すとともに、全学的な視点に立った適正な業務の遂行に資するため、人事委員会を設置する。(No. 174)</p>	<p>ウ 人事評価制度と連動した早期勸奨退職・再雇用制度について検討を行う。(No. 171)</p> <p>エ 学外研修の実績、成果を人事評価制度の試行において活用する。(No. 172)</p>
--	--	---

<p>4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 業務の見直し</p> <p>ア 事務処理の簡素化、合理化 事務処理の内容、方法について、定期的に点検を行い、その簡素化、合理化に努める。(No. 175)</p> <p>イ 外部委託の活用 定型化業務については、費用対効果等について検討の上、可能なものから外部委託（アウトソーシング）を行う。(No. 176)</p> <p>ウ 業務マニュアルの作成等 事務処理を効果的、効率的に進めるため、業務マニュアルの作成や情報の共有化を行う。(No. 177)</p> <p>エ 情報化の推進 情報化の推進に関する長期構想を策定し、教育研究活動、地域貢献活動、業務運営、広報、大学評価などに関する情報の共有、発信、セキュリティ確保等をより効果的、効率的、安全に行う（構想策定：平成 18 年度）。(No. 178)</p> <p>(2) 事務組織の見直し 事務組織について、教育研究組織と連携しつつ、教育研究、学生の受入れ、学生支援、地域貢献、国際交流等に関する活動を、全学的な視点から、より効果的、効率的に進めることができるよう、その在り方について必要に応じ見直しを行う。(No. 179)</p>	<p>4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 業務の見直し</p> <p>ア 事務処理の簡素化、合理化 事務改善ワーキンググループを組織し、定期的に点検を行う体制、点検の対象、方法について検討する。(No. 175)</p> <p>イ 外部委託の活用 定型化業務の外部委託是非の検討を行う。(No. 176)</p> <p>ウ 業務マニュアルの作成等 重要性、緊急性の高いものから順次、所要の規定、必要なマニュアルを整備する。(No. 177)</p> <p>エ 情報化の推進 既存のシステムの保守、改良を継続しつつ、全学の情報化推進方策を検討し、情報基盤整備の長期構想を策定する。(No. 178)</p>	<p>4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 事務処理の簡素化、合理化 事務改善ワーキンググループにおいて定期的に点検の対象、方法等の検討を行うとともに、実施可能なものについては、簡素化、合理化に取り組む。(No. 175)</p> <p>(2) 外部委託の活用 定型化業務の外部委託是非について、定期的に検討を行うとともに、実施可能なものについては、外部委託を行う。(No. 176)</p> <p>(3) 業務マニュアルの作成等 現行規程の見直しについて検討するとともに、重要性、緊急性の高いものから順次、所要の規程、マニュアルの整備に取り組む。(No. 177)</p> <p>(4) 情報化の推進 長期構想を踏まえつつ、所要の情報基盤の整備に取り組む。(No. 178)</p>
---	--	---

<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 授業料等学生納付金 授業料等学生納付金は、法人収支の状況、社会情勢等を勘案し、定期的な見直しを行い、適正な料金を設定する。(No. 180)</p> <p>(2) 外部研究資金等の積極的導入</p> <p>ア 外部研究資金の積極的導入 外部研究資金の獲得額を現在の2倍に伸ばす(平成23年度)。(No. 181)</p> <p>イ 受託研究等の負担区分の見直し 受託に当たっては、所要の事務費相当分を計上するなど、負担区分について、適正な見直しを行う。(No. 182)</p> <p>ウ その他の自己収入の確保に向けた取組の推進 大学施設を有効活用し、芸術活動やコンサート、講演、創作発表等の自主事業を行うとともに、教育研究に支障のない範囲で施設の貸出しを図る仕組みをつくる(平成18年度)。(No. 183)</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 予算執行の弾力化、効率化を図り、年度途中における緊急課題の発生への対応や研究内容に応じた教授研究費の執行などを適切に行う体制を確保する。(No. 184)</p> <p>(2) 契約期間の複数年度化、購入方法の改善、管理業務の委託の推進等により、経費の削減を図る。(No. 185)</p> <p>(3) 剰余金の活用や外部研究資金の活用などと合わせて、教授研究費等の運用改善にインセンティブが働く仕組みを検討する。(No. 186)</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 授業料等学生納付金 平成19年度授業料について見直しを検討する。(No. 180)</p> <p>(2) 外部研究資金等の積極的導入</p> <p>ア 外部研究資金の積極的導入 外部研究資金の獲得額について前年度の20%増を目指す。(No. 181)</p> <p>イ 受託研究等の負担区分の見直し 受託研究の事務費負担区分について、見直しを行う。(No. 182)</p> <p>ウ その他の自己収入確保に向けた取組の推進 教育研究等に支障のない範囲での大学施設の貸し出しについて、その仕組みや基準を検討する。(No. 183)</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 年度途中での緊急課題に対応するための予算についてはその必要の都度措置するとともに、研究内容に応じた教授研究費の予算配分の見直しを行う。(No. 184)</p> <p>(2) 契約期間の複数年度化、購入方法の改善、管理業務の委託の推進等について検討する。(No. 185)</p> <p>(3) 教授研究費の競争的研究費について、配分、選考方法等を見直し、インセンティブを働かせる仕組みを検討する。(No. 186)</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置 外部研究資金の獲得額について前年度の20%増を目指す。(No. 181)</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 教授研究費の予算配分について、必要に応じ見直しを行う。(No. 184)</p> <p>(2) 契約期間の複数年度化、購入方法の改善、管理業務の委託の推進等に取り組む。(No. 185)</p> <p>(3) 教授研究費の競争的研究費の配分、選考方法等について、必要に応じ見直しを検討する。(No. 186)</p>
---	---	--

<p>(4) 教育研究の水準の維持向上に配慮しながら、適切な規模の教職員配置を実現するため、組織運営の効率化、非常勤教職員も含めた適正な人員配置等により、定員管理を計画的に行い、もって、人件費の抑制を図る。(No. 187)</p> <p>(5) 環境マネジメントシステム（エコアクション21）の導入による環境負荷軽減の取組とも連動しつつ運営管理コストの削減を行う。(No. 188)</p> <p>3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 施設設備の利活用状況を調査し、その結果を基に、施設設備の運用改善、有効活用を図る。(No. 189)</p> <p>(2) 施設設備の管理については、「建物保全調査」等の結果を参考に、計画的な維持補修を行う。(No. 190)</p> <p>(3) 大学施設の地域開放について、地域開放の実施方法、実施施設の範囲、施設使用料の設定等地域開放のルールづくりや試行を行う。(No. 191)</p> <p>(4) 看護学部棟北側用地については、当面の利活用計画を定め有効活用を図る。(No. 192)</p> <p>第4 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自己点検、評価を実施する体制の整備</p> <p>評価対象、評価基準、評価方法、評価の実施体制、評価結果の公表の方法、評価の周期等を明確にし、自己点検、評価を全学的かつ定期的に行う体制を整える(平成 18 年度)。(No. 193)</p> <p>2 自己点検、評価の内容、方法の充実</p> <p>(1) 学生に対し、学生の授業評価結果に対する教員の自己評</p>	<p>(4) 定数計画を策定し、定数管理を適正に行う。(No. 187)</p> <p>(5) エコアクション21の環境活動計画を策定し、当該計画に基づき、光熱水費の節減を図るとともに、環境負荷の軽減に取り組む。(No. 188)</p> <p>3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 施設設備の利活用状況の調査を行う。(No. 189)</p> <p>(2) 施設設備について、計画的な維持補修を行う(18年度～20年度)。(No. 190)</p> <p>(3) 大学施設の地域開放のルールを設定し、試行を行う。 (No. 191)</p> <p>(4) 将来的なキャンパス移転を視野に入れつつ、看護学部棟北側用地の当面の利活用計画について検討する。(No. 192)</p> <p>第4 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自己点検及び評価を行う体制の整備</p> <p>自己点検評価を行う体制や、計画書、報告書等の様式を整備するとともに、教職員が個人の年度計画を自己点検評価し、改善計画をたてて理事長に報告する仕組みについて検討を進める。(No. 193)</p> <p>2 自己点検、評価の内容、方法の充実</p> <p>(1) 現行の学生による学期末授業評価に対する教員の自己評価</p>	<p>(4) 環境活動計画を改訂し、当該計画に基づき環境負荷の低減、光熱水費の節減に取り組む。(No.188)</p> <p>3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 施設設備の利活用にかかる運用の見直しについて検討を開始する。(No. 189)</p> <p>(2) 施設設備について、計画的な維持補修を行う(19年度～20年度)。(No. 190)</p> <p>(3) 大学施設の地域開放のルールづくりを検討する。(No. 191)</p> <p>(4) 将来的なキャンパス移転を視野に入れつつ、看護学部棟北側用地の当面の利活用計画について引き続き検討する。 (No. 192)</p> <p>第4 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自己点検、評価の内容、方法の充実</p> <p>(1) 学生の期末授業評価に対して、教員の自己評価、意見、授</p>
--	--	--

<p>価、意見を速やかに公表する仕組みを確立する（平成 19 年度）。(No. 194)</p> <p>(2) 学生の進路や就職状況に関する卒業生の声、地域社会の声を生かして教育活動の改善方策を検討する仕組みを整える（平成 22 年度）。(No. 195)</p> <p>(3) 研究成果に関わるデータを教員全員で共有できる仕組みを構築する（平成 22 年度）。(No. 196)</p> <p>3 評価結果の公表</p> <p>自己点検、評価の結果について、わかりやすく要約した資料を、速やかにホームページ等により公表する（平成 19 年度）。(No. 197)</p> <p>第 5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>教育研究、地域貢献、国際交流、情報基盤等に関する長期的な見通しの下、将来的なキャンパス移転との整合に留意しつつ、教育研究、情報基盤等の高度化、多様化やユニバーサルデザインの観点を踏まえた今後の施設の機能のあり方、必要性、緊急性等について、検討を行う。(No. 198)</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 教職員と学生の安全衛生管理を総合的に行う体制を整備する（平成 18 年度）。(No. 199)</p>	<p>結果と改善計画を迅速に公開する仕組みをつくり、教員研修を実施する。(No. 194)</p> <p>(2) 在学生や卒業生、地域社会の声を聞き、それらの声を教育活動の改善に生かす仕組みについて検討を始める。(No. 195)</p> <p>(3) 個々の教員の研究成果をはじめ、共同研究や特色ある教育研究、地域貢献に資する研究成果その他の大学の研究成果を教職員が共有する仕組みについて検討する。(No. 196)</p> <p>3 評価結果の公表</p> <p>自己点検評価結果をわかりやすく要約した資料を速やかにホームページ等により公表する仕組みづくりについて検討を進める。教員個人業績についてはデータを更新し、速やかに公表するための準備を進める。(No. 197)</p> <p>第 5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>将来的なキャンパス移転を視野に入れつつ、今後の教育研究活動等の展開に必要な施設等の水準、規模、機能等に関する基本構想の策定に取り組む。(No. 198)</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 教職員の安全衛生管理を総括するため、副理事長（事務局長）を総括安全衛生管理者に充てるとともに、衛生委員会の委員に学生の厚生補導を所管する学生支援部長を加えることにより、教職員と学生の安全衛生管理を総合的に行う体制を整備する。(No. 199)</p>	<p>業改善計画を業績データに記載し、公表するルールを作り実施する。(No. 194)</p> <p>(2) ホームページを活用して、在学生や卒業生、地域社会の声を収集しその結果を教育活動の改善に生かす仕組みについて検討する。(No. 195)</p> <p>(3) 研究成果に関わるデータを教員全員が共有するために、教員業績データを全面的に公開する方策を検討する。(No. 196)</p> <p>2 評価結果の公表</p> <p>平成 17 年度の自己点検評価結果の要約、平成 18 年度認証評価の結果を電子媒体およびホームページで公開する。(No. 197)</p> <p>第 5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>将来的なキャンパス移転を視野に入れつつ、今後の教育研究活動等の展開に必要な施設等の水準、規模、機能等に関する基本構想の策定について引き続き検討する。(No. 198)</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
--	---	--

<p>(2) 施設設備の安全点検、環境測定、健康診断及びこれらの結果に基づく事後措置や安全教育、健康教育、ハラスメントの防止、公益通報者の保護などの安全衛生管理活動について、毎年度、実行計画を作成し、総合的かつ的確に実施する（平成19年度）。(No.200)</p> <p>(3) 安全衛生管理活動の状況について評価を行い、評価結果を次年度の計画に反映させる仕組みを構築し、適切に運営する（平成20年度）。(No.201)</p>	<p>(2)18年度末までに19年度の安全衛生計画を作成する。(No.200)</p>	<p>(1) 平成19年度安全衛生計画に基づき安全衛生管理活動を実施する。(No.200)</p> <p>(2) 安全衛生管理活動の評価の仕組みを検討する。(No.201)</p>
---	---	--

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

(1) 予算（平成18年度～平成23年度）

(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	6,213
授業料等収入	4,999
受託研究等収入	90
施設費	126
その他収入	76
計	11,504
支出	
教育研究費	1,539
受託研究等経費	90
人件費	8,707
一般管理費	1,168
計	11,504

【人件費の見積り】

中期目標期間中 総額 8,707百万円を支出する。

平成19年度以降の人件費の見積りについては、平成18年度の人件費見積額に教員定数計画等に基づく教職員数を踏まえ、役員の報酬及び職員の給料・諸手当並びに法定福利費に相当する費用を試算したものであり、定期昇給、特別昇給、ベースアップは含まない。

退職手当は、公立大学法人山口県立大学職員退職手当規則の規定に基づき支給し、当該年度において職員の退職手当に関する条例（昭和29年山口県条例第5号）に準じて算定された相当額が運営費交付金として財源措置される。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,072
授業料等収入	777
受託研究等収入	10
施設費	21
その他収入	13
計	1,893
支出	
教育研究費	238
受託研究等経費	10
人件費	1,436
一般管理費	209
計	1,893

【人件費の見積り】

総額 1,436百万円を支出する。

退職手当は、公立大学法人山口県立大学職員退職手当規則の規定に基づき支給し、当該年度において職員の退職手当に関する条例（昭和29年山口県条例第5号）に準じて算定された相当額が運営費交付金として財源措置される。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,105
授業料等収入	798
受託研究等収入	12
施設費	20
その他収入	18
計	1,953
支出	
教育研究費	214
受託研究等経費	12
人件費	1,500
一般管理費	227
計	1,953

【人件費の見積り】

総額 1,500百万円を支出する。

退職手当は、公立大学法人山口県立大学職員退職手当規則の規定に基づき支給し、当該年度において職員の退職手当に関する条例（昭和29年山口県条例第5号）に準じて算定された相当額が運営費交付金として財源措置される。

(2) 運営費交付金等の算定ルール

(略)

2 収支計画 (平成18年度～平成23年度)

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	11,521
経常経費	11,293
業務費	10,309
教育研究費	1,512
受託研究費等	90
人件費	8,707
一般管理費	984
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	228
臨時損失	0
収入の部	11,521
経常収益	11,521
運営費交付金	5,953
授業料等収益	5,234
受託研究費等収益	90
その他収益	76
財務収益	0
雑益	0
資産見返運営費交付金等戻入	103
資産見返物品受贈額戻入	65
臨時利益	
純益	0

2 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,885
経常経費	1,842
業務費	1,668
教育研究費	222
受託研究費等	10
人件費	1,436
一般管理費	174
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	43
臨時損失	0
収入の部	1,885
経常収益	1,885
運営費交付金	1,016
授業料等収益	813
受託研究費等収益	10
その他収益	13
財務収益	0
雑益	0
資産見返運営費交付金等戻入	10
資産見返物品受贈額戻入	23
臨時利益	
純益	0

2 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,967
経常経費	1,916
業務費	1,712
教育研究費	200
受託研究費等	12
人件費	1,500
一般管理費	204
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	51
臨時損失	0
収入の部	1,967
経常収益	1,967
運営費交付金	1,069
授業料等収益	837
受託研究費等収益	12
その他収益	18
財務収益	0
雑益	0
資産見返運営費交付金等戻入	17
資産見返物品受贈額戻入	14
臨時利益	
純益	0

3 資金計画 (平成18年度～平成23年度)		3 資金計画		3 資金計画	
(単位 百万円)		(単位 百万円)		(単位 百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
資金支出	11,513	資金支出	1,902	資金支出	1,966
業務活動による支出	11,118	業務活動による支出	1,816	業務活動による支出	1,897
投資活動による支出	386	投資活動による支出	77	投資活動による支出	56
財務活動による支出	0	財務活動による支出	0	財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	9	次期中期目標期間への繰越金	9	次期中期目標期間への繰越金	13
資金収入	11,513	資金収入	1,902	資金収入	1,966
業務活動による収入	11,378	業務活動による収入	1,872	業務活動による収入	1,933
運営費交付金による収入	6,213	運営費交付金による収入	1,072	運営費交付金による収入	1,105
授業料等による収入	4,999	授業料等による収入	777	授業料等による収入	798
受託研究等による収入	90	受託研究等による収入	10	受託研究等による収入	12
その他の収入	76	その他の収入	13	その他の収入	18
投資活動による収入	126	投資活動による収入	21	投資活動による収入	20
財務活動による収入	0	財務活動による収入	0	財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	9	前期中期目標期間からの繰越金	9	前期中期目標期間からの繰越金	13
第7 短期借入金の限度額		第7 短期借入金の限度額		第7 短期借入金の限度額	
1 短期借入金の限度額		1 短期借入金の限度額		1 短期借入金の限度額	
3億円		3億円		3億円	
2 想定される理由		2 想定される理由		2 想定される理由	
運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。		運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。		運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。	
第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
なし		なし		なし	
第9 剰余金の使途		第9 剰余金の使途		第9 剰余金の使途	
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。		決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。		決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。	